

セブンイレブン松本寿北店	松本市寿北7-1	松本市寿北7-1 セブンイレブン松本寿北店
セブンイレブン笹部店	松本市笹部2-2-22	松本市笹部2-2-22 セブンイレブン笹部店
セブンイレブン松本平田南店	松本市平田東2丁目9-11	松本市平田東2丁目9-11 セブンイレブン松本平田南店
セブンイレブン岡谷郷田2丁目店	岡谷市郷田2丁目7205	岡谷市郷田2丁目7205 セブンイレブン岡谷郷田2丁目店
セブンイレブン岡谷市役所前店	岡谷市幸町7-1	岡谷市幸町7-1 セブンイレブン岡谷市役所前店
セブンイレブン今井店	岡谷市今井1149-4	岡谷市今井1149-4 セブンイレブン今井店

会計課

長野県告示第175号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成30年2月27日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成30年3月5日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
株式会社 山長	茅野市塚原2-13-33	茅野市本町東8-13 セブンイレブン茅野城山店

会計課

長野県内水面漁場管理委員会指示第22号

漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示（平成20年長野県内水面漁場管理委員会指示第8号）を次のとおり解除しました。

平成30年3月5日

長野県内水面漁場管理委員会会長 平林公男

- 対象水域
野尻湖
- 対象魚種
オオクチバス、コクチバス
- 解除の期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 解除の理由
野尻湖漁業協同組合から漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示の解除申請があり、長野県内水面漁場管理委員会において逸出防止策が講じられていると認められたため。

内水面漁場管理委員会

長野県内水面漁場管理委員会指示第23号

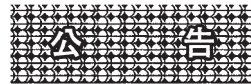
漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示しました。

平成30年3月5日

長野県内水面漁場管理委員会会長 平林公男

- 指示内容
コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいを採捕した者は、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、公共用水面等から生きたままこいを持ち出してはならない。
- 指示の期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

内水面漁場管理委員会



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年3月5日

長野県知事 阿部守一

- 入札に付する事項
 - 調達をする役務
長野県行政情報ネットワーク運用管理等業務
 - 役務の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
 - 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分が

Aに格付けされている者であること。

- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) リナックス又はユニックスサーバの運用管理業務経験を5年以上有する者を1名以上配置することができる者であること。
- (6) 接続パソコン端末1,000台以上のネットワークの運用管理業務経験を5年以上有し、かつ、ハード及びソフトの保守経験を有する者を1名以上配置することができる者であること。
- (7) システムエンジニアとしての業務経験を5年以上有する者を1名以上配置することができる者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に該当していなければ、入札に参加することができません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/h29_30_sankashikaku.html

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県会計局契約・検査課用品調達係
電話 026 (235) 7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県企画振興部情報政策課
電話 026 (235) 7071

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年3月16日(金) 午前10時
イ 場所 長野県庁 西庁舎2階 TV会議室

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を、平成30年3月8日(木)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の3日前までの間に必要書類の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項

各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature of the service to be purchased:

Operation and management service for Nagano Prefecture information network

(2) Contract Duration:

From April 1, 2018 until March 31, 2019

(3) Contact place for information about the tender;

description / conditions / and other inquiries:

Information Policy Division, Planning and Development Department,

Nagano Prefectural Government

692-2, Habashita, Minami Nagano, Nagano City

TEL: +81 026-235-7071 (Contact for inquiries; Japanese only)

(4) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 10:00AM March 16, 2018

Place: A TV Conference Room, Nagano Prefectural Government West Annex 2F

情報政策課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成30年3月5日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

諏訪都市計画下水道 諏訪市公共下水道

2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県環境部生活排水課及び諏訪市水道局営業課

生活排水課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項及び第199条第6項の規定により、長野県知事から監査の請求があった事項について監査したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成30年3月5日

長野県監査委員	田口敏子
同	西沢利雄
同	西沢昭子
同	小池清

長野県職員の賠償責任に関する監査結果

平成30年（2018年）2月19日

第1 監査の請求

1 監査請求のあった日

平成29年9月12日付けで請求書が提出され、同日、これを受理した。

2 請求の要旨

国の補助金返還命令に伴い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、間接補助事業者に対する県の補助事業者としての指導監督に不備があったとして、合計353,045,434円の加算金（以下「本件加算金」という。）が、平成28年9月12日に課せられたところである。住民監査請求に係る監査委員からの平成29年2月20日の勧告を踏まえ、大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る法的課題検討委員会（以下「法的課題検討委員会」という。）を設置し、同年8月23日に報告書が提出された。この報告書を踏まえ、「大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る損害賠償請求についての対応方針」を定めたところであり、これに基づき本監査請求を行うものである。

本件加算金については、その原因となる不適正な補助金（以下この補助金を「本件補助金」という。）交付決定と相当因果関係にあり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の対象となる職員（以下「財務会計職員」という。）は、その交付決定に当たり、調査野帳に一見して明らかな不備があったことに加え、現場写真、測量データ等によるしゅん工の確認ができない場合において、これらの書類のチェックを怠り補助金交付決定を認めた案件や、係長自らが担当地区について現地調査をしている箇所については、不適正な検査結果であることを承知しながら補助金交付決定を行っている案件について、重大な過失があると考えられることから、同条第3項の規定により、その事実があるかどうかについての監査、賠償責任の有無及び賠償額の決定を求める。

一方、造林事業担当者・調査員（以下両者を併せて「非財務会計職員」という。）については、財務会計職員には該当しないものであるが、申請時に未完了のものが存在する可能性があることを認識しながら事務を進め、未施工の箇所について補助金交付決定を行わせたこと、また、事業が実施されると考えていたとしても、事後的に現地調査を行うなどの進捗管理を行わなかった案件については、当該職員に責を問うべき過失があったといわざるを得ないと考えられる。本来、非財務会計職員については、求償制限の法理の適用等も含め、独自に損害賠償請求のあり方を検討すべきものであるが、地方自治法第243条の2第3項の規定により、監査委員において賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求めようとする財務会計職員との間で、検討すべき損害額を同じくする部分がある。以上のことから、これらの職員についても、その事実があるかどうか並びに賠償責任の有無及び賠償を求めべき額についての監査を、地方自治法第199条第6項の規定により併せて求めるものである。

なお、決定に当たっては次の点に留意いただくよう要請する。

- ① 県においては、本件加算金に関しては、二度とこうした事案を起こさないという強い決意で「しごと改革」を断行し、加算金相当額以上の人件費を平成30年度までに削減するべく取り組んでいること。
- ② 上記対応方針において示したとおり、事業主体等に対する請求については、求償関係をできる限り残さないよう対応する考えであること。
- ③ 法的課題検討委員会の報告書においては、「使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の状況に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し右損害の賠償又は求償の請求をすることができるものと解すべき」との最高裁判例の考え方を示し、使用者の被用者に対する求償制限の法理の適用が考えられる旨が示されており、今回の事案における状況を踏まえ、個々の職員の置かれた状況に照らし、信義則を踏まえた適切な金額を請求することが考えられるとされていること。
- ④ 対象となる職員は、今回の事案に関し、全員が停職又は減給などの懲戒処分をすでに受けているものであること。
- ⑤ 非財務会計職員に対しても、地方自治法第243条の2第2項の規定を類推適用して、その職分及びその行為が損害の発生の原因となった程度に応じて、それぞれがどの程度の賠償の責に任ずることが適切か判断いただくこと。

第2 監査の実施

1 監査の期間

平成29年9月12日から平成30年2月19日まで

2 調査等

北安曇地方事務所林務課（平成29年3月31日までの組織名称。以下「北安林務課」という。）に在籍した、財務会計職員及び非財務

会計職員（氏名等は下表のとおり。以下両者を併せて「監査対象職員」という。）に関し、県から提出を受けた資料を精査するとともに、必要に応じ、これらの者及びそれ以外の職員から事情聴取等を行った。

具体的には、まず監査委員事務局職員が、全ての監査対象職員に対し本件補助金の不適正受給に係る経緯等について聴取調査を行った。さらに、このうち6名の職員から、監査委員による直接の聴取りを要望する意向が示されたため、別途、これらの者を対象として、監査委員による聴取を実施した。また、以上の調査等により得られた結果を踏まえ、改めて、監査請求者側の見解を確認するため、林務部及び総務部の担当課に対し委員監査を実施するなどしたところである。

(1) 財務会計職員

氏名	職名（在籍時）	在籍年度
A	林務課長	
B	普及林産係長	
C	普及林産係長	
D	課長補佐兼普及林産係長	

(2) 非財務会計職員

氏名	職名（在籍時）	在籍年度
E		
F		
G		
H		
I		
J		
K		

第3 監査の結果

1 監査対象職員の損害賠償責任の有無及び賠償額について

本件補助金の交付事務に関わった監査対象職員11名には、いずれも県に対する損害賠償責任があると判断する。それぞれの賠償額は、次に記載するとおりである。

(1) A元林務課長（以下「A元課長」という。）は、平成□年4月1日から平成□年3月31日までの間、北安林務課の課長として課務を掌理し、所属職員を指揮監督する立場にあったもので、本件補助金の交付決定に関しても、権限を有する地方事務所長（平成29年3月31日までの職名。以下同じ。）を直接補助するとともに、職員を的確に指揮監督し、その適正な執行を確保する責務を負っていた。すなわち、A元課長にあっては、交付申請を受け付け、申請箇所に係る事業の完了を職員に確認させたのち、その復命書類を証拠資料としてなされる交付決定に当たっては、決裁に付される書類の中に、調査野帳が添付されていない、又は、調査野帳は添付されていても記載すべき事項が一切記載されておらず、かつ、完了を示す現場写真や測量データもないため完了が確認できないなど、一見して明白な不備がある書類が含まれていないか確認すべきであったにもかかわらず、本件加算金の対象となった申請箇所に関しては、そうした書類を看過していた。もし、かかる書類の存在を確認していれば、当該事業の完了が疑われ、終局的には本件加算金が課される可能性があることを推知することができ、職員への確認や、交付申請した事業主体へ是正を求めることを職員に指示するなどの回避措置を講ずることが可能であったのに、未確認のまま決裁を行ったことに重大な過失があり、これにより県に損害を与えていることから、地方自治法第243条の2第1項の規定により、その損害を賠償すべき責任がある。

その賠償額は、金456,966円及びこれに対する本件加算金支払日から支払済みに至るまでの年5分の割合による遅延損害金を加算した額とすることが相当である。

(2) B元普及林産係長（以下「B元係長」という。）は、平成□年4月1日から平成□年3月31日までの間、北安林務課普及林産係の係長として係を総括し、係員を指揮監督する立場にあったもので、本件補助金の交付決定に関しても、権限を有する地方事務所長及び林務課長を補助するとともに、係員を的確に指揮監督し、その適正な執行を確保する責務を負っていた。すなわち、B元係長にあっては、事業の完了を確認した旨の職員の復命書類を証拠資料としてなされる交付決定に当たっては、決裁に付される書類の中に、調査野帳が添付されていない、又は、調査野帳は添付されていても記載すべき事項が一切記載されておらず、かつ、完了を示す現場写真や測量データもないため完了が確認できないなど、一見して明白な不備がある書類が含まれていないか確認すべきであったにもかかわらず、本件加算金の対象となった申請箇所に関しては、そうした書類を看過していた。もし、かかる書類の存在を確認していれば、

ば、当該事業の完了が疑われ、終局的には本件加算金が課される可能性があることを推知することができ、林務課長への報告や、事後調査の実施などの進捗管理を係員に指示するなどの回避措置を講ずることが可能であったのに、未確認のまま決裁を行ったことに重大な過失があり、これにより県に損害を与えていることから、地方自治法第243条の2第1項の規定により、その損害を賠償すべき責任がある。

その賠償額は、金453,578円及びこれに対する本件加算金支払日から支払済みに至るまでの年5分の割合による遅延損害金を加算した額とすることが相当である。

- (3) C元普及林産係長(以下「C元係長」という。)は、平成□年4月1日から平成□年3月31日までの間、北安林務課普及林産係の係長として係を総括し、係員を指揮監督する立場にあったもので、本件補助金の交付決定に関しても、権限を有する地方事務所長及び林務課長を補助するとともに、係員を的確に指揮監督し、その適正な執行を確保する責務を負っていた。すなわち、C元係長にあっては、事業の完了を確認した旨の職員の復命書類を証拠資料としてなされる交付決定に当たっては、決裁に付される書類の中に、調査野帳が添付されていない、又は、調査野帳は添付されていても記載すべき事項が一切記載されておらず、かつ、完了を示す現場写真や測量データもないため完了が確認できないなど、一見して明白な不備がある書類が含まれていないか確認すべきであったにもかかわらず、本件加算金の対象となった申請箇所に関しては、そうした書類を看過していた。もし、かかる書類の存在を確認していれば、当該事業の完了が疑われ、終局的には本件加算金が課される可能性があることを推知することができ、林務課長への報告や、事後調査の実施などの進捗管理を係員に指示するなどの回避措置を講ずることが可能であったのに、未確認のまま決裁を行ったことに重大な過失があり、これにより県に損害を与えていることから、地方自治法第243条の2第1項の規定により、その損害を賠償すべき責任がある。

その賠償額は、金3,387円及びこれに対する本件加算金支払日から支払済みに至るまでの年5分の割合による遅延損害金を加算した額とすることが相当である。

- (4) D元課長補佐兼普及林産係長(以下「D元係長」という。)は、平成□年4月1日から平成□年3月31日までの間、北安林務課普及林産係の係長として係を総括し、係員を指揮監督する立場にあったほか、本件補助金の交付決定に当たっては、自らも調査員の一人として所定の調査を実施し、その結果に基づいて調査関係書類を作成する職責を負っていた。すなわち、D元係長にあっては、交付申請時点で申請箇所に係る事業が未施工でないか、規程に即した調査を実施し確認すべきであったにもかかわらず、本件加算金の対象となった申請箇所に関しては、そうした状況を看過していた。かかる状況を確認していれば、終局的には本件加算金が課される可能性があることを推知することができ、事後的な調査を実施するなどの回避措置を講ずることが可能であったのに、未確認のまま地方事務所長に本件補助金の交付決定をさせたことに重大な過失があり、これにより県に損害を与えていることから、地方自治法第243条の2第1項の規定により、その損害を賠償すべき責任がある。

その賠償額は、金31,704円及びこれに対する本件加算金支払日から支払済みに至るまでの年5分の割合による遅延損害金を加算した額とすることが相当である。

- (5) E元□□(以下「E」という。)は、北安林務課普及林産係に在籍していた前記第2の2(2)の期間中、平成□年4月1日から平成□年3月31日までの間、本件補助金の交付事務に関し造林事業担当者の職務を担っていた。造林事業担当者は、事業主体から提出された補助金交付申請の内容を確認したのち、他の係員を調査員として、当該申請に係る事業の実施状況の確認を依頼してその結果をとりまとめ、これを復命書として地方事務所長に報告するとともに、本件補助金の交付決定に係る文書を起案する立場にあった。また、造林事業担当者自身、調査員として自らの担当地区の申請箇所について所定の調査を実施し、その結果に基づいて調査関係書類を作成する職責を併せて負っていた。すなわち、Eにあっては、交付申請時点で申請箇所に係る事業が未施工でないか、規程に即した調査を実施し確認すべきであったにもかかわらず、本件加算金の対象となった申請箇所に関しては、そうした状況を看過していた。現地調査等を実施し、未施工である状況を確認すれば無論のこと、かかる調査を実施せぬまま、事業主体からの提出資料のみに依拠し申請の適否を判断していた場合には、確たる根拠をもって事業の完了の有無を判別することはできないのであるから、いずれにせよ終局的には本件加算金が課される可能性があることを推知することができたものである。このとき、規程に即した調査を実施したり、事後的な調査を実施したりするなどの回避措置を講ずることが可能であったのに、未確認のまま地方事務所長に本件補助金の交付決定をさせたことに関し、自ら調査員を務めた申請箇所に加え、造林事業担当者として、他の職員に調査を依頼し結果をとりまとめるなどした申請箇所についても責を問うべき過失があり、これにより県に損害を与えていることから、民法(明治29年法律第89号)第709条の規定により、その損害を賠償すべき責任があるというべきである。

その賠償額は、金1,043,528円及びこれに対する本件加算金支払日から支払済みに至るまでの年5分の割合による遅延損害金を加算した額とすることが相当というべきである。

- (6) F元□□(以下「F」という。)は平成□年4月1日から平成□年3月31日までの間、北安林務課普及林産係員として、本件補助金の交付事務に関し造林事業担当者の職務を担っていた。造林事業担当者は、事業主体から提出された補助金交付申請の内容を確認したのち、他の係員を調査員として、当該申請に係る事業の実施状況の確認を依頼してその結果をとりまとめ、これを復命書として地方事務所長に報告するとともに、本件補助金の交付決定に係る文書を起案する立場にあった。また、造林事業担当者自身、調査員として自らの担当地区の申請箇所について所定の調査を実施し、その結果に基づいて調査関係書類を作成する職責を併せて負っていた。すなわち、Fにあっては、交付申請時点で申請箇所に係る事業が未施工でないか、規程に即した調査を実施し確認すべきであったにもかかわらず、本件加算金の対象となった申請箇所に関しては、そうした状況を看過していた。現地調査等を実施し、未施工である状況を確認すれば無論のこと、かかる調査を実施せぬまま、事業主体からの提出資料のみに依拠し申請の適否を判断していた場

合には、確たる根拠をもって事業の完了の有無を判別することはできないのであるから、いずれにせよ終局的には本件加算金が課される可能性があることを推知することができたものである。このとき、規程に即した調査を実施したり、事後的な調査を実施したりするなどの回避措置を講ずることが可能であったのに、未確認のまま地方事務所長に本件補助金の交付決定をさせたことに関し、自ら調査員を務めた申請箇所に加え、造林事業担当者として、他の職員に調査を依頼し結果をとりまとめるなどした申請箇所についても責を問うべき過失があり、これにより県に損害を与えていることから、民法第709条の規定により、その損害を賠償すべき責任があるというべきである。

その賠償額は、金859,933円及びこれに対する本件加算金支払日から支払済みに至るまでの年5分の割合による遅延損害金を加算した額とすることが相当というべきである。

- (7) G元□□(以下「G」という。)は、平成□年4月1日から平成□年3月31日までの間、北安林務課普及林産係員として、本件補助金の交付決定に当たり調査員の職務を担った。調査員は、自らの担当地区の申請箇所について所定の調査を実施し、その結果に基づいて調査関係書類を作成する職責を負っていた。すなわち、Gにあっては、交付申請時点で申請箇所に係る事業が未施工でないか、規程に即した調査を実施し確認すべきであったにもかかわらず、本件加算金の対象となった申請箇所に関しては、そうした状況を看過していた。現地調査等を実施し、未施工である状況を確認すれば無論のこと、かかる調査を実施せぬまま、事業主体からの提出資料のみに依拠し申請の適否を判断していた場合には、確たる根拠をもって事業の完了の有無を判別することはできないのであるから、いずれにせよ終局的には本件加算金が課される可能性があることを推知することができたものである。このとき、規程に即した調査を実施したり、事後的な調査を実施したりするなどの回避措置を講ずることが可能であったのに、未確認のまま地方事務所長に本件補助金の交付決定をさせたことに関し、責を問うべき過失があり、これにより県に損害を与えていることから、民法第709条の規定により、その損害を賠償すべき責任があるというべきである。

その賠償額は、金354,072円及びこれに対する本件加算金支払日から支払済みに至るまでの年5分の割合による遅延損害金を加算した額とすることが相当というべきである。

- (8) H元□□(以下「H」という。)は、平成□年4月1日から平成□年3月31日までの間、北安林務課普及林産係員として、本件補助金の交付決定に当たり調査員の職務を担った。調査員は、自らの担当地区の申請箇所について所定の調査を実施し、その結果に基づいて調査関係書類を作成する職責を負っていた。すなわち、Hにあっては、交付申請時点で申請箇所に係る事業が未施工でないか、規程に即した調査を実施し確認すべきであったにもかかわらず、本件加算金の対象となった申請箇所に関しては、そうした状況を看過していた。現地調査等を実施し、未施工である状況を確認すれば無論のこと、かかる調査を実施せぬまま、事業主体からの提出資料のみに依拠し申請の適否を判断していた場合には、確たる根拠をもって事業の完了の有無を判別することはできないのであるから、いずれにせよ終局的には本件加算金が課される可能性があることを推知することができたものである。このとき、規程に即した調査を実施したり、事後的な調査を実施したりするなどの回避措置を講ずることが可能であったのに、未確認のまま地方事務所長に本件補助金の交付決定をさせたことに関し、責を問うべき過失があり、これにより県に損害を与えていることから、民法第709条の規定により、その損害を賠償すべき責任があるというべきである。

その賠償額は、金312,107円及びこれに対する本件加算金支払日から支払済みに至るまでの年5分の割合による遅延損害金を加算した額とすることが相当というべきである。

- (9) I元□□(以下「I」という。)は、平成□年4月1日から平成□年3月31日までの間、北安林務課普及林産係員として、本件補助金の交付決定に当たり調査員の職務を担った。調査員は、自らの担当地区の申請箇所について所定の調査を実施し、その結果に基づいて調査関係書類を作成する職責を負っていた。すなわち、Iにあっては、交付申請時点で申請箇所に係る事業が未施工でないか、規程に即した調査を実施し確認すべきであったにもかかわらず、本件加算金の対象となった申請箇所に関しては、そうした状況を看過していた。現地調査等を実施し、未施工である状況を確認すれば無論のこと、かかる調査を実施せぬまま、事業主体からの提出資料のみに依拠し申請の適否を判断していた場合には、確たる根拠をもって事業の完了の有無を判別することはできないのであるから、いずれにせよ終局的には本件加算金が課される可能性があることを推知することができたものである。このとき、規程に即した調査を実施したり、事後的な調査を実施したりするなどの回避措置を講ずることが可能であったのに、未確認のまま地方事務所長に本件補助金の交付決定をさせたことに関し、責を問うべき過失があり、これにより県に損害を与えていることから、民法第709条の規定により、その損害を賠償すべき責任があるというべきである。

その賠償額は、金622,157円及びこれに対する本件加算金支払日から支払済みに至るまでの年5分の割合による遅延損害金を加算した額とすることが相当というべきである。

- (10) J元□□(以下「J」という。なお、Jの職名は、平成□年4月1日から平成□年3月31日までの間は□□であった。)は、平成□年4月1日から平成□年3月31日までの間、北安林務課普及林産係員として、本件補助金の交付決定に当たり調査員の職務を担った。調査員は、自らの担当地区の申請箇所について所定の調査を実施し、その結果に基づいて調査関係書類を作成する職責を負っていた。すなわち、Jにあっては、交付申請時点で申請箇所に係る事業が未施工でないか、規程に即した調査を実施し確認すべきであったにもかかわらず、本件加算金の対象となった申請箇所に関しては、そうした状況を看過していた。現地調査等を実施し、未施工である状況を確認すれば無論のこと、かかる調査を実施せぬまま、事業主体からの提出資料のみに依拠し申請の適否を判断していた場合には、確たる根拠をもって事業の完了の有無を判別することはできないのであるから、いずれにせよ終局的には本件加算金が課される可能性があることを推知することができたものである。このとき、規程に即した調査を実施したり、事後的な調査を実施したりするなどの回避措置を講ずることが可能であったのに、未確認のまま地方事務所長に本件補助金の交付決定をさせたことに関し、責

を問うべき過失があり、これにより県に損害を与えていることから、民法第709条の規定により、その損害を賠償すべき責任があるというべきである。

その賠償額は、金314,451円及びこれに対する本件加算金支払日から支払済みに至るまでの年5分の割合による遅延損害金を加算した額とすることが相当というべきである。

- (1) K元□□(以下「K」という。)は、平成□年4月1日から平成□年3月31日までの間、北安林務課普及林産係員として、本件補助金の交付決定に当たり調査員の職務を担った。調査員は、自らの担当地区の申請箇所について所定の調査を実施し、その結果に基づいて調査関係書類を作成する職責を負っていた。すなわち、Kにあっては、交付申請時点で申請箇所に係る事業が未施工でないか、規程に即した調査を実施し確認すべきであったにもかかわらず、本件加算金の対象となった申請箇所に関しては、そうした状況を看過していた。現地調査等を実施し、未施工である状況を確認すれば無論のこと、かかる調査を実施せぬまま、事業主体からの提出資料のみに依拠し申請の適否を判断していた場合には、確たる根拠をもって事業の完了の有無を判別することはできないのであるから、いずれにせよ終局的には本件加算金が課される可能性があることを推知することができたものである。このとき、規程に即した調査を実施したり、事後的な調査を実施したりするなどの回避措置を講ずることが可能であったのに、未確認のまま地方事務所長に本件補助金の交付決定をさせたことに関し、責を問うべき過失があり、これにより県に損害を与えていることから、民法第709条の規定により、その損害を賠償すべき責任があるというべきである。

その賠償額は、金53,194円及びこれに対する本件加算金支払日から支払済みに至るまでの年5分の割合による遅延損害金を加算した額とすることが相当というべきである。

2 監査により認められた事実

- (1) 県に生じた損害としての本件加算金の納付及び反対給付の有無

ア 平成28年9月9日付けで発出された補助金返還命令等において、国は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第19条第1項の規定により、県に対し、間接補助事業者に対する指導監督の不備があるとして、本件加算金353,045,434円を課した。

県は、これに対し、国の経理処置の都合により、同月12日に金352,466,929円を、平成29年3月17日に残額の金578,505円を、それぞれ国に納付した。

イ 本件加算金の納付により県に生じた損害を補てんするものと認められる反対給付(以下「反対給付」という。)の受給状況については、次のとおりである。

(7) 職員有志が、平成29年9月、林務部職員らの一部に寄付を呼びかけているが、本決定に係る合議成立当日に至るまで、県は当該寄付金を受納していない。

(4) 県は、平成29年12月19日付けで、大北森林組合(以下「組合」という。)中村年計 元専務理事に対し金84,340,308円を、ひふみ林業有限会社に対し金170,067円を、それぞれ本件加算金相当分の損害として、平成30年1月18日を納期限と定めて賠償請求している。しかしながら、本決定に係る合議成立当日に至るまで、いずれの者からも当該請求に係る賠償金は納付されていない。

(9) その余のいかなる反対給付も、県においてこれを受け入れた事実は認められない。

- (2) 監査対象職員が損害を与えた事実及び損害額

ア A元課長

別表1記載の案件番号1から76までのいずれの案件についても、本件補助金の交付決定に係る起案文書の決裁欄に本人の姓の印鑑が押印されており、かつ、調査復命書に調査野帳の添付がなく、又は添付されていても記載事項が未記入で、写真及び測量データの添付も認められなかった。また、これにより生じた損害額(本件加算金額のうちこれらの案件に係るものから、事業主体等への賠償請求額を控除した額をいう。なお、同一案件につき、本人以外にも責を負うべき監査対象職員が存する場合は、当該職員の負担分を控除する前の額である。次のイからサまでにおいて同じ。)は、金9,301,988円と認められた。

なお、監査の結果、同表中、案件番号77から86までの案件については、いずれも測量データの添付が確認されたことから、これらの案件に係る加算金額は、前記の損害額から除外した。すなわち、本件補助金の交付決定に係る起案文書は、単一のファイルに資料が案件番号順に編綴され、測量データ等の資料は調査調書の直後に添付されるのが通常であって、現に、これらの案件以外の案件の資料は、この順序で編綴されていた。しかし、これらの案件にあっては、調査調書のみがまとめて編綴され、その測量データは、当該一連の調査調書の後に、これらの案件の一覧表である「森林造成事業実行内訳書」を挟んで添付されていた。

イ B元係長

別表2記載の案件番号1から21までのいずれの案件についても、本件補助金の交付決定に係る起案文書の決裁欄に本人の姓の印鑑が押印されており、かつ、調査復命書に調査野帳の添付がなく、又は添付されていても記載事項が未記入で、写真及び測量データの添付も認められなかった。また、これにより生じた損害額は、金9,166,480円と認められた。

ウ C元係長

別表3記載の案件番号76の案件について、本件補助金の交付決定に係る起案文書の決裁欄に本人の姓の印鑑が押印されており、かつ、調査復命書に調査野帳の添付がなく、写真及び測量データの添付も認められなかった。また、これにより生じた損害額は、金135,508円と認められた。

なお、同表中、案件番号77から86までの案件については、前記アで述べたとおり、いずれも測量データの添付が確認されたため、前記の損害額から除外した。

エ D元係長

別表4記載の案件番号268から282までのいずれの案件も、本人が調査員として調査を担当し、林務部の調査により未施工と確認されたものであることが認められた。また、これにより生じた損害額は、金352,273円と認められた。

オ E

別表5記載の案件番号3から109までのいずれの案件も、林務部の調査により未施工と確認されたものであることが認められた。また、これらの案件のうち、同表の業務内容欄中、「造林担当」にのみ○を付した、案件番号3、4、9から14まで、18から20まで及び23から34までの案件は、本人が造林事業担当者として、他の職員が作成した調査調書等のとりまとめ等を行ったものであること、その余の案件は、これに加え本人が調査員として調査を担当したものであることが認められた。さらに、これら調査員として調査を担当した案件のうち、案件番号21及び76の案件に係る調査調書には、調査野帳が添付されていないか、添付されていても記載すべき事項が一切記載されておらず、かつ、現場写真や測量データの添付もなかった。

案件番号3から109までの全ての案件が、未施工と確認されたことにより生じた損害額は、金33,431,360円と認められた。

なお、監査の結果、別表5記載の案件のうち、案件番号25、26及び100に係る本件加算金相当額について、前記第1の請求中、同一箇所に係る作業内容の金額が、他の作業内容のそれと入れ替わっていたことを確認したため、訂正した。

カ F

別表6記載の案件番号113から307までのいずれの案件も、林務部の調査により未施工と確認されたものであることが認められた。また、これらの案件のうち、同表の業務内容欄中、「造林担当」にのみ○を付した、案件番号113から126まで、131から135まで、138から141まで、144、145、147、150から153まで、155、161から164まで、168、171から176まで、179から183まで、185、186、188、189、200から206まで、212から226まで、228から242まで、244、246から251まで、253、254、256から258まで、260から271まで、273から277まで、279、282及び287から307までの案件は、本人が造林事業担当者として、他の職員が作成した調査調書等のとりまとめ等を行ったものであること、その余の案件は、これに加え本人が調査員として調査を担当したものであることが認められた。これら全ての案件が未施工と確認されたことにより生じた損害額は、金38,237,256円と認められた。

キ G

別表7記載の案件番号3から26までのいずれの案件も、林務部の調査により未施工と確認されたものであることが認められた。また、これにより生じた損害額は、金7,868,288円50銭と認められた。

なお、監査の結果、同表中、案件番号25及び26に係る本件加算金相当額について、前記第1の請求中、同一箇所に係る作業内容の金額が互いに入れ替わっていたことを確認したため、訂正した。

ク H

別表8記載の案件番号20から120までのいずれの案件も、本人が調査員として調査を担当し、林務部の調査により未施工と確認されたものであることが認められた。また、これにより生じた損害額は、金6,935,718円と認められた。

ケ I

別表9記載の案件番号122から231までのいずれの案件も、本人が調査員として調査を担当し、林務部の調査により未施工と確認されたものであることが認められた。また、これにより生じた損害額は、金13,825,726円と認められた。

コ J

別表10記載の案件番号201から307までのいずれの案件も、本人が調査員として調査を担当し、林務部の調査により未施工と確認されたものであることが認められた。また、これにより生じた損害額は、金6,987,806円50銭と認められた。

サ K

別表11記載の案件番号264から303までのいずれの案件も、本人が調査員として調査を担当し、林務部の調査により未施工と確認されたものであることが認められた。また、これにより生じた損害額は、金1,182,095円と認められた。

(3) 本件補助金の交付事務の手続等

ア 本件補助金の対象となる造林関係補助事業は、森林所有者等が行う植栽及び間伐等と、これらと一体的に行う森林作業道の整備を助成するものである。一部の事業を除き、事業の完了後に補助金の交付申請が行われる「実績補助方式(事後申請)」が採られている。

イ 本件補助金の事業要望の把握から交付に至るまでの一般的な事務手続の流れは、次のとおりである。

- ① 林務部森林づくり推進課(以下「本庁林務部」という。)が、地方事務所(平成29年3月31日までの組織名称。以下同じ。)を通じ、森林所有者等の事業要望をとりまとめ
- ② 本庁林務部が、地方事務所を通じ、森林所有者等へ配分予算を内報
- ③ 森林所有者から委託を受けた森林組合等の事業主体が、事業を実施
- ④ 事業主体が、地方事務所へ補助金交付申請書を提出(申請回ごとの交付申請期限は次のとおり。第1回 4月15日、第2回 6月30日、第3回 8月31日、第4回 10月31日、第5回 12月28日、第6回 2月20日。ただし、年度によってはこれに第7回が加わることがある。)
- ⑤ 地方事務所が、書類調査及び現地調査を実施し、補助金交付を決定
- ⑥ 事業主体が、地方事務所へ補助金を請求
- ⑦ 地方事務所が、事業主体へ補助金を交付

⑧ 地方事務所が、本庁林務部等へ実績報告

- ウ 前記イ④の交付申請に当たり、事業主体は、申請書に、測量実施状況の写真、搬出状況の写真及び作業完了の写真（いずれも代表的なものを一部）を添付するほか、これ以外の証明書類を事業調査時に提示することが、信州の森林づくり事業実施要領（昭和55年3月3日54営林第405号林務部長通知）において定められている（平成23年7月の改正以降の申請に適用。それ以前は、現地調査省略時、写真により確認することのみ定められていた。）。なお、完了を示す現場写真や測量データの提出は任意とされているが、提出されることが多い。
- エ 事業主体から提出された交付申請書は、地方事務所林務課の造林事業担当者が受け付け、添付資料の確認等をしたのち、林務課長の決裁を経て定められる調査員にこれを手交し、前記イ⑤の調査の実施を依頼する。北安林務課では、施行地の所在地に応じ、あらかじめ定められた市町村担当が調査員に指定される。なお、造林事業担当者自身、自らの担当地区については調査員として調査を実施する。
- オ 前記イ⑤の調査に関しては、信州の森林づくり事業調査内規（平成21年4月1日21森推第11号林務部長通知。以下「内規」という。）等において、おおむね、次のように定められている。
- (7) 調査は、交付申請書の受理後遅滞なく、原則として書類調査及び現地調査により行うものとされている。このうち、現地調査は、森林作業道については全箇所を対象とする一方、植栽及び間伐等については、事業内容に応じ、施行地の面積等により全箇所を対象とするもののほか、抽出調査によるとするものもある。なお、森林作業道の現地調査が全箇所を対象とすることは、平成23年7月4日付けの内規の改正により初めて明文をもって規定されるに至ったが、この改正以前に適用されていた内規においても、前記のとおり「原則として書類調査及び現地調査により行う」と明記され、現地調査の省略規定は森林整備事業についてのみ定められており、森林作業道に関し現地調査を省略できる旨の規定はなかった。
- (4) 内規により、調査員は、調査調書を施行地1箇所ごとに作成し、調査した事項及び立会人の氏名をこれに記入したうえ、捺印するものとされている。
- (ウ) 内規により、調査員は、調査調書等に基づき書類検査を実施することとされている。この検査は、交付申請内容が関係規程上の採択要件に適合しているかどうかを確認するもので、次の書類を確認することとされている。すなわち、申請に係る事業を、森林組合等の受託者が直営労働力を用いて実施した場合は、雇用契約書及び賃金台帳等、出役を確認できる書類並びに社会保険料等の納付に係る領収書等である。なお、実際には、これらの資料のほか、作業指示書や作業日報など作業内容の確認できる書類、及び資材納入伝票等による確認が必要になる。一方、受託者が第三者に作業を請け負わせた場合は、請負契約書等及び請負事業完了届等を確認することとされている。
- カ 調査員は、調査実施後、調査調書等を造林事業担当者に提出する。造林事業担当者は、提出された書類をとりまとめて自ら作成した調査復命書にこれを添付し、補助金交付決定に係る起案文書とともに決裁に付する。
- (4) 北安林務課における本件補助金の交付事務の執行状況等
- ア 前記(3)イ⑤の調査実施に当たり、平成□及び□年度にあっては、必ずしも、施行地の所在地を担当地区として受け持つ調査員が調査を実施していたとは限らないことが認められた。このことにより、賠償責任が問われた案件に係る現地調査の実施等に関し、監査対象職員の記憶にも後記(7)から(ウ)までのとおり曖昧な点があることが看取された。
- ところで、本庁林務部は監査対象職員に対し、現地調査の実施の有無を確認するため、平成27年5月から平成28年1月までの間、3回にわたって調査を実施しており、このうち平成28年1月の調査では、「職員（調査者）各位」あての調査依頼通知が送付されていた。この通知には「現地調査を担当した調査員の方に再度以下の点について伺います。」との文言が含まれていた。なお、この一連の調査によっても、調査員の特定に至らなかった案件もあり、そうしたものは「調査員不明」と分類されている。
- (7) Eにあっては、別表5記載のとおり、案件番号75、76及び94の案件に関し、現地調査実施の有無については覚えていないとするものの、本人がこれらの案件の調査員であったことは認めている。
- (4) Gにあっては、別表7記載のとおり、案件番号3から26までの案件に関し、現地調査実施の有無について覚えていないとしたうえで、これらの案件の調査員が本人とは特定されないとする。
- (ウ) Hにあっては、別表8記載のとおり、案件番号20から34までの案件に関し、現地調査実施の有無については覚えていないとするものの、本人がこれらの案件の調査員であったことは認めている。
- イ 前記アのほか、申請された事業に係る案件ごとの現地調査の実施状況は、別表1から11までに記載のとおりであることが認められた。（同表中の「現地調査の実施状況欄」中、○が現地調査を実施したもの、×が実施していないものを示す。）なお、このうち、現地調査が実施されていない植栽及び間伐等については、前記(3)オ(7)のとおり、場合により抽出調査で足りるとされることもあるところであるが、別表10記載の案件番号287及び288の案件を除いて、内規上、いずれも全件調査を実施すべきものであった。また、これら案件番号287及び288の案件は、同一の集約化実施計画に基づく団地に係る事業で、内規に照らすと、いずれか一方を抽出して調査すべきものであった。
- ウ 調査員たる監査対象職員はいずれも、申請された事業に係る現地調査を実施した案件について、前記(3)オ(ウ)の書類検査を適正に実施していなかった。
- エ 前記イによる現地調査未実施等の箇所に係る事後的な進捗管理の実施状況等は、次のとおりであった。
- (7) 財務会計職員のうちA元課長、B元係長及びC元係長はいずれも、担当職員に対し、現地調査が実施されていない箇所について、本件補助金の交付決定後に現地を確認させるなどの事後的な進捗管理を行うよう指示したことはなかった。また、非財務会

計職員はいずれも、現地調査未実施の箇所について、本件補助金の交付決定後に現地を確認するなどの事後的な進捗管理を行っていなかった。

(4) D元係長は、別表4記載のとおり全ての案件について現地調査を実施したものの、その方法は、大量の積雪のため、道形を目視したり、あるいは、搬出間伐が行われた形跡があることを根拠に作業道の開設を推認したりするというものであった。D元係長は、これらの現場について、本件補助金の交付決定後、雪解けの時期に、現地を確認するなどの事後的な進捗管理を行うことを後任者に引き継ぐなどの措置を採っていなかった。

オ 補助金交付決定に係る起案文書は、事業件数が100件を超える申請回には、復命書及び調査調書等まで含めると相当の量となり、厚さ10センチメートルのファイルに編綴した状態で決裁に付されることもあった。一方、北安林務課では、財務基盤のぜい弱な事業主体の資金繰りに配慮し、交付申請から2か月以内に補助金を交付するという独自のルールを定め、これに則った事務手続を進めていた。このため、造林事業担当者が、調査員から調査調書等の提出を受けたのち、最終的に補助金を交付するまで時間的余裕がないことも多く、自ら起案文書を綴った前記ファイルを持ち回って決裁を仰ぐこともあった。これに対し、A元課長、B元係長及びC元係長はいずれも、起案文書中、調査調書等については添付されたもののうち何件かを無作為に抽出してその内容を確認し、決裁を行うことが一般的であり、その所要時間は、B元係長にあっては2、3分程度、A元課長及びC元係長にあってはおおむね10分程度であった。なお、これらの職員に関し監査対象となった案件が含まれる申請回の申請事業件数はそれぞれ、平成□年度第1回が64件、第2回が223件、平成□年度第1回が65件、第2回が154件であった。

カ A元課長及びB元係長に関し監査対象とされた、案件番号21の事業に係る調査調書等は、前記(2)ア及びイのとおり、調査野帳に氏名等の記入がなく、写真及び測量データの添付もない。しかしながら、当該事業は敷砂利を作業内容とするものであるところ、前記オでみたとおり、決裁回議の際に用いられたファイルにおいて、この事業に係る調査調書等の直前に綴られていた、同一箇所に係る開設を作業内容とする調査調書等には、測量データが添付されていたことが認められた。

(5) 北安林務課においてみられた、本件補助金の不適正受給事案発生の背景事情

ア 北安林務課は、林務係、普及林産係及び治山林道係から構成されており、本件補助金の交付事務を所管する普及林産係には、平成18年度以降、係長を含め4名の職員が配置されていた。普及に関する事務と林産に関する事務を、普及林産係という単一の係で所管するこのような体制は、10ある地方事務所のうち、北安林務課を含む、比較的小規模な5の事務所の林務課でみられるものであった。

イ 県では、平成16年度、長野県ふるさとの森林づくり条例の制定に合わせ、長野県森林づくり指針を定めたが、このとき、その実行計画として長野県森林づくりアクションプランを策定した。同プランは、平成16年度から平成27年度までの12年間を計画期間とするもので、この間に、累計で、県内の約25万ヘクタールの民有林の間伐を進めることを目標に掲げていた。しかしながら、この目標設定は必ずしも地域の実情を踏まえたものとはいえず、北安林務課職員には、同課に割り当てられた間伐目標面積を、同課の人員体制で達成することはきわめて困難であると感じられていた。なお、長野県森林づくりアクションプランは平成23年度に新たなものが策定されており、平成27年度における民有林の間伐目標面積も、前記の当初プランのそれと比べ下方修正された。

ウ また、この当時の県の造林関係国庫補助事業予算規模をみると、平成18年度までが年間20から25億円程度であったのに対し、平成19年度以降は25から40億円程度に増加している。その背景には、戦後、造成が進められてきた森林が間伐の時期を迎えたこと、また、国が、温暖化防止をうたう京都議定書の目標達成計画に掲げた森林吸収源対策を推進したことなどの事情がうかがわれる。

エ 一方、北安林務課においては、平成18年に管内で発生したクマ被害事案を契機とし、地域における森林整備の要望が高まったことも相まって、当時の林務課長が、森林整備を積極的に促進していく方針を打ち出した。その具体的な方策として、本来、事業主体たる組合が行うべき、森林整備に係る森林所有者からの承諾書のとりまとめ等の作業を、北安林務課職員が代わって行うこととした。また、森林所有者の合意形成を図るため、地区ごとに協議会を組織し、これに事業主体としての役割をも担わせることとした。この協議会の事務局は、将来的には組合等に移すことを念頭に、北安林務課職員により運用されていた。

こうした取組により、管内の森林整備は飛躍的に進んだものの、同時に北安林務課職員の事務負担も著しく増加することとなり、非財務会計職員を中心に、長時間にわたる時間外勤務を余儀なくされる事態も生じていた。

オ 平成21年度以降、北安林務課は本庁林務部に対し、普及林産係の人員増を要望することがあったが、本庁林務部は、事務に精通した職員を配置するなどの措置を講ずるにとどまった。

カ 前記(3)イ①及び②のとおり、事業主体からの事業要望をとりまとめ、予算を配分する本庁林務部は、年度中途にあっては、事業の進捗に応じて地方事務所間の配分予算の調整を行っている。そうした中、監査対象職員によれば、要望しながら何らかの事情で事業が実施できなくなったような事例の発生の報告を地方事務所から受けた場合には、本庁林務部職員は強い口調で地方事務所林務課職員を指導することがあったとされ、自らも本庁に出向いて経過等を説明した際には、そのような指導を受けたとされる。こうした本庁林務部職員の対応は、北安林務課職員にとって予算消化のプレッシャーと受け止められた。

一方、本庁林務部においては、予算の減額補正や繰越などの措置を適宜講じており、違法な手段に及んでまで予算消化を図らなければならない必要性は乏しく、この点に関する本庁林務部職員と北安林務課職員の認識には、少なからぬかい離が生じていた。

キ 監査対象職員はいずれも、本件補助金の不適正受給に関連し私的な利益を得たことはなく、管内における中心的な事業主体である組合に信頼を寄せる中で、その架空申請隠ぺいの意図に気づかぬまま、管内の森林整備を推進する目的で本件補助金の交付事務を執っていた。

(6) 本件補助金不適正受給事案発覚後の状況

- ア 監査対象職員は、組合等による本件補助金の不適正受給事案に関し、平成27年12月25日付けで、同日以前に退職していた者を除き、停職又は減給の懲戒処分を受けた。
- イ 前記アのほか、同じく本件補助金の不適正受給事案に関して、県は、平成27年12月25日付けで、監査対象職員を管理監督等する地位にあった本庁及び現地機関の職員に対し、減給又は戒告などの懲戒処分を行った。なお、これらの懲戒処分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条に基づき、職員の非違に対する制裁として、組織における規律と公務遂行の秩序の維持のため行われたものである。
- ウ 県は、事務事業を見直すとともに、しごと・働き方改革などを実施して、時間外勤務の縮減や職員の採用抑制を進め、人件費について、平成28年度には知事部局に係る超過勤務手当約9,000万円の削減を、また、平成29年4月の採用抑制により約6,200万円の削減を果たした。なお、これらの取組を平成30年度まで継続することにより、総計で、本件加算金相当額以上の支出削減を図ることとしている。

3 理由及び責任負担割合について

(1) 監査対象職員の賠償責任について、前記1のとおり判断するに至った理由は、次のとおりである。

ア A元課長にあっては、前記2(2)アの全ての案件、B元係長にあっては同イの全ての案件、また、C元係長にあっては同ウの全ての案件について、それぞれ、前記2(2)の各損害額から、後記(2)イ及びウにより、他の監査対象職員の負担分を控除した額が、本来、各職員に対し請求されるべき賠償額(以下これを「責任応分額」という。)となる。

前記2(4)オのとおり、本件補助金の交付決定に関し、A元課長、B元係長及びC元係長(以下「A元課長ら」という。)が決裁を行うに当たって確認すべき書類の量は膨大なものになることが多く、これは、監査対象とされた案件が含まれる平成□年度第1回ほか3回の申請回においても該当する。そのような状況の下、決裁者としては、他の事務の執行にかかる時間的な制約を考慮し、かつまた、担当職員への信頼を前提として、調査調書等を一部抽出して確認し、問題がなければその余の資料も同様と判断して決裁するという方法を採用することには、実務上、一定の合理性がある。しかしながら、そうした点を踏まえてもなお、前記2(3)ウ及びオ(4)でみた規程等に反し、調査野帳が添付されていない、又は、調査野帳は添付されていても記載すべき事項が一切記載されておらず、かつ、完了を示す現場写真や測量データも添付されていないといった、一見して瑕疵を視認することができる書類を看過し、担当職員に必要な対応を指示するなどの措置を逸したことは、課又は係の統括者として負うべきA元課長らの職責をも考慮すれば、重大な過失があるといわざるを得ない。むろん、課長又は係長の立場にある職員に、全ての調査調書等の確認まで求めることには限りがあるけれども、当時、A元課長らがこの決裁にかけていた時間は長くとも10分程度であったというのであるから、書類の確認の度合いを密にすべきであったと指摘することは、特段、物理的に不可能なことを強いるものではないと考える。

なお、A元課長及びB元係長の賠償責任に関しては、前記2(4)カのとおり、決裁に付された一連の資料において、監査対象とされた案件番号21の案件に係る調査調書等の直前に、同一箇所に係る異なる作業内容の調査調書が綴られており、これには測量データが添付されていたことが認められる。この点、実質的にみれば、この測量データをもって、監査対象とされた案件に係る調査調書の添付資料を兼ねると考える余地もないわけではない。しかし、同一箇所であっても作業内容が異なる以上は別個の申請と扱われるべきものであるほか、そもそも資料添付を求める趣旨が事業完了の確認のためであることを重視すれば、敷砂利を作業内容とする監査対象案件の調査調書には、現場写真の添付が相応であるというべきであるから、これを欠くこの案件についても、責任を免れることはできないと考えられる。

イ D元係長にあっては前記2(2)エの全ての案件について、前記2(2)の損害額から、後記(2)エにより、他の監査対象職員の負担分を控除した額が、責任応分額となる。

前記2(4)イのとおり、D元係長は、別表4記載の全ての案件について現地調査を実施した一方で、内規に基づき書類検査を適正に実施し、前記2(3)オ(ウ)に掲げる書類を確認していれば、容易にこれらの案件の未施工を把握できたと考えられるところ、前記2(4)ウのとおり、これを行っていなかった。

また、そもそも、現地調査を実施したとはいっても、その内容は、前記2(4)エ(イ)のとおり、事業の完了を確認するために必要にして十分なものであったとはいえず、雪解け後に改めて現地を確認するなどの事後的な進捗管理を行うよう措置を講ずるべきであったのに、これを怠ったというのであって、こうした点も併せて考慮すれば、重大な過失があるというべきである。

ウ Eにあっては、前記2(2)オの全ての案件、Fにあっては同カの全ての案件について、それぞれ、前記2(2)の損害額から、後記(2)ウ及びエにより、他の監査対象職員の負担分を控除した額が、責任応分額となるというべきである。

(7) このうち、E及びF(以下「Eら」という。)が造林事業担当者として責任を負うべき案件に関しては、次に述べるとおり、責を問うべき過失が認められる。

すなわち、前記2(3)エ及びカのとおり、Eらは、本件補助金の交付事務の担当者として、交付申請受付時には添付資料の確認等を、また、調査員から調査調書等の提出を受けた際にはその内容の確認を行うものであるところ、その職責として、調査員とは異なる視点で、交付申請に係る事業が要件に適合しているか否かを精査し、問題点があれば調査員に適宜再調査を依頼するなどの対応が求められていた。しかるに、結果としてみれば、林務部の調査により未施工とされた案件について、事業完了とする調査結果をそのまま信用し、さらには前記2(3)オ(7)及び(4)イのとおり、それらの案件はほぼ全てが現地調査を実施すべきものであったにもかかわらず、未実施の案件についてもこれを看過して受領し、交付決定に係る手続を進めたというのである。こうした点を考慮すれば、Eらが何らの責も負わないと結論づけることはできず、造林事業担当者として責を問うべき過失があるといわざるを得ない。

(4) 一方、Eら自身が調査を実施した、調査員として責任を負うべき案件に関しても、次に述べるとおり、責を問うべき過失が認められる。

すなわち、Eらに関し監査対象とされた案件はいずれも、前記2(3)オ(7)及び(4)イのとおり現地調査を実施すべきものであ

たにもかかわらず、別表5及び6記載のとおり、そのうちの一部は実施されることはなかった。もし、それらの案件についても現地調査を実施していれば、交付申請に係る事業が未完了であることを確認できたはずであったといえる。たとえ、申請時に大量の積雪があったり、あるいは、前記2(5)エにおいてみたように、本件補助金の交付決定に係る調査業務以外の業務で急務を要するものがあったりするなどして現地に赴けなかったとしても、それらは、事後的に現地を確認するなどの進捗管理さえ行わないことを正当化する理由にはならないといわざるを得ない。こうしたことからすれば、本件補助金の交付決定の前後を問わず、こうした現地での確認行為を怠った点に、責を問うべき過失があるというべきである。

また、現地調査を実施した案件についても、前記2(4)ウのとおりEらはいずれも書類検査を適正に実施していなかったものであるところ、前記イでみたとおり、かかる手続きをきちんと踏んでいれば、たとえ現地において組合職員から事業完了と誤信させるような説明を受けたといったような状況があったにしても、容易に未施工を把握できたと考えられるのであって、これを行わなかった点に責を問うべき過失があると考えられる。

エ Gにあっては、前記2(2)キの全ての案件、Hにあっては、同クの全ての案件、Iにあっては、同ケの全ての案件、Jにあっては、同コの全ての案件、Kにあっては同サの全ての案件について、それぞれ、前記2(2)の損害額から、後記(2)エにより、他の非財務会計職員の負担分を控除した額が、責任応分額となるというべきである。

(7) 前記ウ(イ)でみたとおり、各々の職員が調査員として調査を実施した案件のうち、現地調査を実施していないものについてはそのこと自体に、また、現地調査を実施したものに関しては適正に書類検査を実施していないことについて、それぞれ責を問うべき過失があるといえる。

(イ) なお、このうちGにあっては、前記2(4)ア(イ)のとおり、自らは調査員とは特定されないと主張する。しかしながら、同アにあるとおり、Gは、自らが調査員であるとの前提の下に実施された調査に対し、異議を唱える機会は十分あったにもかかわらず、そうした主張を述べることもなく、単に、現地調査実施の有無について覚えていないとのみ回答していたとみてとれる。このことからすれば、Gがこのとき、自らが調査員であることを認めていなかったとはいい難く、かつまた、本人が調査員でないとするに足る客観的に明白な根拠も見出せない以上、その主張のとおり調査員と特定されないと判断するのは困難と考えるに至った。

したがって、前記2(2)キに掲げた別表7記載の案件番号3から26までのいずれの案件も、Gが調査員として調査を担当したものと判断する。そのうえで、これらの案件に係る現地調査については、これを実施したとする客観的な証拠がないから、未実施と判断する。

(ウ) また、前記2(4)ア(7)及び(ウ)のとおり、E及びHにあっては、監査対象とされた案件のうち、現地調査の実施に関して覚えていないとするものが含まれているが、それらについては、現地調査を実施したとする客観的な証拠がなく、現地調査に関しては未実施と判断する。

(エ) さらに、前記2(4)イのとおり、Jに係る別表10記載の案件番号287及び288の案件は、内規上、いずれか一方を抽出して現地調査すれば足りる植栽及び間伐等の事業であるところ、双方ともに現地調査を実施していないとされている。これらの案件の取扱いについては、いずれか一方を現地調査未実施として賠償請求の対象として取り上げ、他方は不問に付すという考え方もありうる。しかしながら、未施工という結果の重大性、また、仮にいずれか一方について現地調査又は書類検査を実施していたなら、他方の事業未完了は容易に確認できていたであろうという点などを重視して、両案件ともに現地調査未実施として対象に含めるべきと判断する。

(オ) なお、Kにあっては、前記2(2)サの案件のうち別表11記載の案件番号276から279までの案件については、上司の威圧的な指示に基づき合格と判断するに至ったものと主張する。

たしかに、これらの案件をめぐるKとこの上司のやり取りについて両者から聴取等した結果をみれば、上司の対応は適切なものであったとはいい難い。しかし、このときなされた上司の指示は、前記案件の申請が要件に適合するか否かについて触れているのみであって、このことと、これらの案件の事業が完了しているかどうかは別問題というべきである。そして、内規により義務付けられている現地調査を実施しなかったのは、結局のところK自身の判断によるものであって、未施工であることを看過した責は免れないと判断する。

オ 前記2(1)アのとおり、本件加算金は、国から、県の組合等に対する指導監督上の不備を問われ課されたものであるところ、これを納付したことにより県に生じた損害と、前記アからエまでに述べた、監査対象職員の重大な過失又は責を問うべき過失によりなされたそれぞれの事務処理上の行為との間には、相当因果関係が認められるというべきである。

(2) 監査対象職員間の責任負担割合

ア 同一の損害に関し複数の職員が責を負うべき場合、その負担割合については、財務会計職員にあっては、地方自治法第243条の2第2項において、行為を行った職員の職分、また、その行為が損害発生の原因となった程度に応じこれを定めるべきことが規定されている。

同項の趣旨は、財務会計職員と非財務会計職員との、また、非財務会計職員が中心となる造林事業担当者や調査員との賠償責任の負担割合を定めるに当たっても、類推して適用すべきものとする。本来であれば、民法上の共同不法行為者に当たるこれらの者の賠償責任は、いわゆる不真正連帯債務となるとされているところであるが、法律関係の早期確定という観点や職員間の求償による士気の低下を避けるという観点から好ましく、また、前記第1の2②のとおり、債権者たる知事が、請求に当たっては求償関係をできる限り残さないよう求めていることからすれば、強行規定により規律されるものではないこのことについては、その意思を尊重すべきと考えられるからである。

イ 財務会計職員として本件において対象となるのは、本件補助金の交付決定に係る決裁に関し賠償責任を認めたA元課長らである。前記アにより、起案文書の内容確認と、それを踏まえた決裁という場面における課長及び係長の職分、及びそれぞれの行為が損害発生の原因となった程度について総合的に勘案すると、その責任負担は相等しいとみるべきであり、A元課長と、B元係長又はC

元係長との責任負担割合は、A元課長が2分の1、B元係長又はC元係長が2分の1とすることが相当である。

ウ 財務会計職員についてはさらに、非財務会計職員との責任負担割合についても定める必要がある。本件では、A元課長らと、非財務会計職員たるEが対象となる。

Eは、前記2(2)オのとおり、A元課長に対しては別表1及び別表5記載の案件番号21及び76の案件について、また、B元係長に対しては別表2及び別表5記載の案件番号21の案件について、さらにC元係長に対しては別表3及び別表5記載の案件番号76の案件について、調査員として、調査野帳が添付されていない、又は、調査野帳は添付されていても記載すべき事項が一切記載されておらず、かつ、完了を示す現場写真や測量データも添付されていない調査調書を作成したうえ、造林事業担当者として、これらを含む書類を添付した本件補助金の交付決定に係る文書を起案し、決裁に付したものである。

すなわち、Eと、A元課長らは、一見して明白な不備のある書類を作成しかつ起案した者と、これを決裁した者という関係に立つものであるところ、前記アにより、各々の職分及びその行為が損害発生の原因となった程度を勘案すると、かかる不備ある書類を作成したEの責任は決して軽くはなく、その責任負担割合は、Eが2分の1、A元課長及びB元係長、又はA元課長及びC元係長が2分の1とすることが相当というべきである。そのうえで、A元課長とB元係長、また、A元課長とC元係長については、前記イにより、その負担分を二人でさらに等分することとなる。

エ 造林事業担当者と調査員の責任の負担割合については、前記(1)ウ(7)で述べたとおり、造林事業担当者が負うべき責任は否定されるものではないが、前記アにより、共同不法行為者たる調査員の職分や、その行為が損害発生の原因となった程度を考慮すれば、造林事業担当者の責任は著しく限られたものとなるというべきである。造林事業担当者は、調査員の作成した調査調書等の内容を確認すべき職責を負うとはいえ、そもその発端は、前記のとおり内規に即した調査を実施せず、又は実施したとしても不十分であった調査員が、申請に係る事業の未完了を認識できなかった点にあるといえるからである。かかる見地に立てば、造林事業担当者と調査員の責任負担割合は、前者が10分の1、後者が10分の9とすることが相当というべきである。なお、調査員には財務会計職員たるD元係長も含まれるが、その調査員としての職務内容は非財務会計職員たる他の調査員と変わるものではなく、別異に取り扱う必要性は認められない。

4 信義則に基づく賠償請求の制限等

(1) 監査対象職員が賠償の責に任ずべきこと及びこれに係る責任応分額は、前記1及び3(1)にみたとおりであるが、最終的に、各監査対象職員に対し賠償を求める額を定めるに当たっては、なお慎重な検討を要する。

すなわち、法令をその字義どおりに解釈適用すれば、監査対象職員に責任応分額全額を賠償させるべきということになる。しかしながら、知事の任用を受け、その指揮監督のもと事務を執行していた監査対象職員の行為により県に生じた損害について、知事が県を代表しそれらの職員個人に対し賠償請求しようとする場合、県が、職員の公務の遂行を通じ行政目的を達成している点を考慮すれば、その請求する額は、信義則上、相当と認められる限度に限られるというべきである(被用者に対する使用者の賠償又は求償の請求の制限に関する、最高裁昭和51年7月8日第一小法廷判決。また、この考え方に基づき職員の賠償額を減額した監査結果として、平成24年12月13日付け公表の高松市監査委員によるものがある)。

以上を踏まえ本件について検討すれば、たしかに、国から本件加算金が課されることとなった直接的な契機は、監査対象職員による一連の行為であることは論をまたない。しかしながら、いずれの職員も前記2(5)キのとおり、組合の架空申請隠ぺいの意図に気づくことなく事務を執っていたものであって、未施工の案件に対し補助金を交付するという重大な結果をもたらした、組合の架空申請を認容していた者は一人として認められなかった。その一方で、前記2(5)アからカまでのとおり、北安林務課普及林産係は、国庫補助予算の急増などを背景に県が推進した長野県森林づくりアクションプランの間伐目標を達成するため、森林所有者からの承諾書のとりまとめや、協議会事務局の運用など、本来の職掌を超えた業務に組織として独自に取り組むこととなったが、もとより同プランが必ずしも地域の実情を踏まえていたものとはいえなかった面もあり、それは、わずか4名の係員に対し過重な負担を強いるものであった。またこのとき、本庁林務部は北安林務課のこうした状況を正確に把握せず、事務に精通した職員を配置するなどしたものの、本来ならば必要であったとも考えられる人員増の実施までには至らないまま、北安林務課の職員からすればプレッシャーとも受け取られかねない、予算の消化を強く求めていたものである。結果としてみれば、こうした一連の経緯が、北安林務課において組合による架空申請を招く遠因となったとも考えられる。

以上のことからすれば、本件においても、本件加算金に係る賠償の責を監査対象職員のみを負わせることは、損害の公平な分担という観点からは均衡を失するものといわざるを得ず、県による賠償請求も、信義則に照らし相当と認められる限度においてのみ許容されると考える。

そのうえで、前記の諸般の事情を総合的に勘案したとき、監査対象職員に賠償請求する額は、財務会計職員に対しては、責任応分額の10分の1とすることが相当であり、非財務会計職員に対しては、財務会計職員の2分の1に当たる、責任応分額の20分の1とすることが相当というべきである。

(2) 以上に述べたほか、前記2(6)アのとおり、監査対象職員が停職や減給の懲戒処分をすでに受けていること、また、同ウのとおり、県が本件加算金相当額を上回る額の人件費削減に鋭意取り組んでいることなどについては、その意義を十分に踏まえながら監査を実施したところである。

5 賠償額の算出等

前記2(1)イのとおり、賠償額の算出に当たり控除すべき反対給付は存しないから、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)第2条第1項の規定により、責任応分額について前記3(2)及び前記4(1)により算出された金額の1円未満の端数を切り捨てた額をもって、監査対象職員の賠償額とする。各々の職員の賠償額は、前記1(1)から(11)までに記載したとおりである。

なお、これらのうち非財務会計職員に係る部分は、その前提となる賠償責任の有無を含め、地方自治法第199条第6項の規定により監査を実施し、判断を示したものである。

以上のとおり、知事から求められた、監査対象職員に係る損害賠償責任の有無及び賠償額に関する監査を実施し、決定等を行ったので、その結果をここに報告する。

A元課長

(別表1)

案件番号	補助金交付年度	申請回次	申請者	地区名 路線名	事業内容	現地調査の 実施状況	国からの 加算金 相当額(A) (円)	うち事業主体等への 加算金請求額(B) (円)	損害額 (A)-(B) (円)	責任応分額(円) (案件ごと 円未満切捨て)	業務内容			
											課長	係長	造林 担当	調査員
1		1	大北森林組合	八坂・曾山	整理伐	調査員 不明	3,648,328	0.00	3,648,328.00	1,824,164	○			
2		1	大北森林組合	常盤・大崎	整理伐	調査員 不明	3,867,693	0.00	3,867,693.00	1,933,846	○			
5		2	大北森林組合	大峰	整理伐	調査員 不明	1,460,654	0.00	1,460,654.00	730,327	○			
21		2	大北森林組合	中鶴	敷砂利	×	379,610	189,805.00	189,805.00	47,451	○			
76		1	ひふみ林業(有)	宮本	森林作業道	覚えていない	271,016	135,508.00	135,508.00	33,877	○			
77		2	大北森林組合	大崎5号線	開設	×	-	-	-	0	○			
78		2	大北森林組合	秋葉神社	開設	×	-	-	-	0	○			
79		2	大北森林組合	中山1号線	開設	×	-	-	-	0	○			
80		2	大北森林組合	中山1号線	敷砂利	×	-	-	-	0	○			
81		2	大北森林組合	明野・藤尾線	開設	×	-	-	-	0	○			
82		2	大北森林組合	中山	開設	×	-	-	-	0	○			
83		2	大北森林組合	中山	敷砂利	×	-	-	-	0	○			
84		2	大北森林組合	相川北線	敷砂利	×	-	-	-	0	○			
85		2	大北森林組合	相川北線	開設	×	-	-	-	0	○			
86		2	大北森林組合	居谷里	開設	×	-	-	-	0	○			
合計							9,627,301	325,313.00	9,301,988.00	4,569,665				

賠償額(円)(※) 456,966

(※)円未満切捨前の責任応分額の合計に賠償請求割合を乗じた額の円未満を切り捨てて算出

B元係長

(別表2)

案件番号	補助金交付年度	申請回次	申請者	地区名 路線名	事業内容	現地調査の 実施状況	国からの 加算金 相当額(A) (円)	うち事業主体等への 加算金請求額(B) (円)	損害額 (A)-(B) (円)	責任応分額(円) (案件ごと 円未満切捨て)	業務内容			
											課長	係長	造林 担当	調査員
1		1	大北森林組合	八坂・曾山	整理伐	調査員 不明	3,648,328	0.00	3,648,328.00	1,824,164	○			
2		1	大北森林組合	常盤・大崎	整理伐	調査員 不明	3,867,693	0.00	3,867,693.00	1,933,846	○			
5		2	大北森林組合	大峰	整理伐	調査員 不明	1,460,654	0.00	1,460,654.00	730,327	○			
21		2	大北森林組合	中鶴	敷砂利	×	379,610	189,805.00	189,805.00	47,451	○			
合計							9,356,285	189,805.00	9,166,480.00	4,535,788				

賠償額(円)(※) 453,578

(※)円未満切捨前の責任応分額の合計に賠償請求割合を乗じた額の円未満を切り捨てて算出

C元係長

(別表3)

案件番号	補助金交付年度	申請回次	申請者	地区名 路線名	事業内容	現地調査の 実施状況	国からの 加算金 相当額(A) (円)	うち事業主体等への 加算金請求額(B) (円)	損害額 (A)-(B) (円)	責任応分額(円) (案件ごと 円未満切捨て)	業務内容			
											課長	係長	造林 担当	調査員
76		1	ひふみ林業(有)	宮本	森林作業道	覚えていない	271,016	135,508.00	135,508.00	33,877		○		
77		2	大北森林組合	大崎5号線	開設	×	-	-	-	0		○		
78		2	大北森林組合	秋葉神社	開設	×	-	-	-	0		○		
79		2	大北森林組合	中山1号線	開設	×	-	-	-	0		○		
80		2	大北森林組合	中山1号線	敷砂利	×	-	-	-	0		○		
81		2	大北森林組合	明野・藤尾線	開設	×	-	-	-	0		○		
82		2	大北森林組合	中山	開設	×	-	-	-	0		○		
83		2	大北森林組合	中山	敷砂利	×	-	-	-	0		○		
84		2	大北森林組合	相川北線	敷砂利	×	-	-	-	0		○		
85		2	大北森林組合	相川北線	開設	×	-	-	-	0		○		
86		2	大北森林組合	居谷里	開設	×	-	-	-	0		○		
合計							271,016	135,508.00	135,508.00	33,877				

賠償額(円)(※) 3,387

(※)円未満切捨前の責任応分額の合計に
賠償請求割合を乗じた額の円未満を切り捨てて算出

D元係長

(別表4)

案件番号	補助金交付年度	申請回次	申請者	地区名 路線名	事業内容	現地調査の 実施状況	国からの 加算金 相当額(A) (円)	うち事業主体等への 加算金請求額(B) (円)	損害額 (A)-(B) (円)	責任応分額(円) (案件ごと 円未満切捨て)	業務内容			
											課長	係長	造林 担当	調査員
268		5	大北森林組合	曾山線・曾山線支線	敷砂利	○	14,971	7,485.50	7,485.50	6,736				○
270		5	大北森林組合	相川B	開設	○	18,161	9,080.50	9,080.50	8,172				○
273		5	大北森林組合	相川B	開設	○	72,320	36,160.00	36,160.00	32,544				○
275		5	大北森林組合	相川A	開設	○	145,458	72,729.00	72,729.00	65,456				○
282		5	大北森林組合	曾山線・曾山線支線	開設	○	453,636	226,818.00	226,818.00	204,136				○
合計							704,546	352,273.00	352,273.00	317,044				

賠償額(円)(※) 31,704

(※)円未満切捨前の責任応分額の合計に
賠償請求割合を乗じた額の円未満を切り捨てて算出

E

(別表5)

案件番号	補助金交付年度	申請回数	申請者	地区名路線名	事業内容	現地調査の実施状況	国からの加算金相当額(A) (円)	うち事業主体等への加算金請求額(B) (円)	損害額(A)-(B) (円)	責任応分額(円) (案件ごと円未満切捨て)	業務内容			
											課長	係長	造林担当	調査員
3		1	大北森林組合	高橋山、本線支線	開設	覚えていない	850,145	425,072.50	425,072.50	42,507			○	
4		1	大北森林組合	TKK団地線	開設	覚えていない	735,341	367,670.50	367,670.50	36,767			○	
6		2	大北森林組合	中之郷南線	開設	×	60,720	30,360.00	30,360.00	30,360			○	○
7		2	大北森林組合	中之郷支	開設	×	218,042	109,021.00	109,021.00	109,021			○	○
8		2	大北森林組合	秋葉神社	開設	×	360,714	180,357.00	180,357.00	180,357			○	○
9		2	大北森林組合	裏山1号線	敷砂利	覚えていない	170,272	85,136.00	85,136.00	8,513			○	
10		2	大北森林組合	裏山1号線	開設	覚えていない	582,790	291,395.00	291,395.00	29,139			○	
11		2	大北森林組合	大崎線	開設	覚えていない	590,009	295,004.50	295,004.50	29,500			○	
12		2	大北森林組合	大崎線	敷砂利	覚えていない	172,395	86,197.50	86,197.50	8,619			○	
13		2	大北森林組合	東山1号線	開設	覚えていない	780,663	390,331.50	390,331.50	39,033			○	
14		2	大北森林組合	東山1号線	敷砂利	覚えていない	228,233	114,116.50	114,116.50	11,411			○	
15		2	大北森林組合	城山	開設	×	783,423	391,711.50	391,711.50	391,711			○	○
16		2	大北森林組合	城山	敷砂利	×	229,082	114,541.00	114,541.00	114,541			○	○
17		2	大北森林組合	大崎支	開設	×	790,854	395,427.00	395,427.00	395,427			○	○
18		2	大北森林組合	裏山2号線	開設	覚えていない	985,967	492,983.50	492,983.50	49,298			○	
19		2	大北森林組合	裏山2号線	敷砂利	覚えていない	288,316	144,158.00	144,158.00	14,415			○	
20		2	大北森林組合	中之郷支線1号	開設	覚えていない	1,122,270	561,135.00	561,135.00	56,113			○	
21		2	大北森林組合	中橋	敷砂利	×	379,610	189,805.00	189,805.00	94,902			○	○

案件番号	補助金交付年度	申請回数	申請者	地区名路線名	事業内容	現地調査の実施状況	国からの加算金相当額(A) (円)	うち事業主体等への加算金請求額(B) (円)	損害額(A)-(B) (円)	責任応分額(円) (案件ごと円未満切捨て)	業務内容			
											課長	係長	造林担当	調査員
22		2	大北森林組合	中橋	開設	×	1,298,063	649,031.50	649,031.50	649,031			○	○
23		2	大北森林組合	黒沢線	開設	覚えていない	3,926,885	1,963,442.50	1,963,442.50	196,344			○	
24		2	大北森林組合	黒沢線	敷砂利	覚えていない	1,148,172	574,086.00	574,086.00	57,408			○	
25		2	大北森林組合	勝野山線	開設	覚えていない	4,083,358	2,041,679.00	2,041,679.00	204,167			○	
26		2	大北森林組合	勝野山線	敷砂利	覚えていない	1,194,031	597,015.50	597,015.50	59,701			○	
27		3	大北森林組合	二本松	開設	覚えていない	126,961	63,480.50	63,480.50	6,348			○	
28		3	大北森林組合	神戸	開設	覚えていない	506,359	253,179.50	253,179.50	25,317			○	
29		3	大北森林組合	馬羅尾5号線	開設	覚えていない	682,152	341,076.00	341,076.00	34,107			○	
30		3	大北森林組合	二本松	開設	覚えていない	1,622,260	811,130.00	811,130.00	81,113			○	
31		3	大北森林組合	馬羅尾1号線	開設	覚えていない	1,753,043	876,521.50	876,521.50	87,652			○	
32		3	大北森林組合	馬羅尾1号線	敷砂利	覚えていない	512,516	256,258.00	256,258.00	25,625			○	
33		3	大北森林組合	村有林内作業路	開設	覚えていない	4,247,261	2,123,630.50	2,123,630.50	212,363			○	
34		3	大北森林組合	村有林内作業路	敷砂利	覚えていない	1,242,013	621,006.50	621,006.50	62,100			○	
35		1	大北森林組合	鹿島山線	丸太筋工	×	17,236	8,618.00	8,618.00	8,618			○	○
36		1	大北森林組合	浦山	開設	×	105,416	52,708.00	52,708.00	52,708			○	○
37		1	大北森林組合	秋葉神社	開設	×	167,469	83,734.50	83,734.50	83,734			○	○
38		1	大北森林組合	秋葉神社	敷砂利	×	48,988	24,494.00	24,494.00	24,494			○	○
39		1	大北森林組合	カバ内	敷砂利	×	53,343	26,671.50	26,671.50	26,671			○	○
40		1	大北森林組合	唐子	開設	×	348,546	174,273.00	174,273.00	174,273			○	○

案件番号	補助金交付年度	申請回数	申請者	地区名路線名	事業内容	現地調査の実施状況	国からの加算金相当額(A)(円)	うち事業主体等への加算金請求額(B)(円)	損害額(A)-(B)(円)	責任応分額(円) (案件ごと円未満切捨て)	業務内容			
											課長	係長	造林担当	調査員
41		1	大北森林組合	唐子	敷砂利	×	101,787	50,893.50	50,893.50	50,893			○	○
42		1	大北森林組合	平出	開設	×	394,087	197,043.50	197,043.50	197,043			○	○
43		1	大北森林組合	四辻線	開設	×	405,155	202,577.50	202,577.50	202,577			○	○
44		1	大北森林組合	四辻線	敷砂利	×	118,480	59,240.00	59,240.00	59,240			○	○
45		1	大北森林組合	宮の尾	敷砂利	×	127,552	63,776.00	63,776.00	63,776			○	○
47		1	大北森林組合	秋葉神社	開設	×	488,617	244,308.50	244,308.50	244,308			○	○
48		1	大北森林組合	秋葉神社	敷砂利	×	138,983	69,491.50	69,491.50	69,491			○	○
49		1	大北森林組合	八坂宮ノ尾線	開設	×	499,504	249,752.00	249,752.00	249,752			○	○
50		1	大北森林組合	宮の尾	開設	×	513,856	256,828.00	256,828.00	256,828			○	○
51		1	大北森林組合	オツナシ	開設	×	557,020	278,510.00	278,510.00	278,510			○	○
52		1	大北森林組合	オツナシ	敷砂利	×	162,751	81,375.50	81,375.50	81,375			○	○
53		1	大北森林組合	花岡山線	敷砂利	×	567,181	283,590.50	283,590.50	283,590			○	○
54		1	大北森林組合	花岡山線	開設	×	165,836	82,918.00	82,918.00	82,918			○	○
55		1	大北森林組合	九津3号線	開設	×	585,325	292,662.50	292,662.50	292,662			○	○
56		1	大北森林組合	九津3号線	敷砂利	×	171,097	85,548.50	85,548.50	85,548			○	○
57		1	大北森林組合	押の田線	開設	×	639,576	319,788.00	319,788.00	319,788			○	○
58		1	大北森林組合	大崎支線1~4号	開設	×	675,864	337,932.00	337,932.00	337,932			○	○
59		1	大北森林組合	鹿島山線	開設	×	819,020	409,510.00	409,510.00	409,510			○	○
60		1	大北森林組合	鹿島山線	敷砂利	×	239,500	119,750.00	119,750.00	119,750			○	○

案件番号	補助金交付年度	申請回数	申請者	地区名路線名	事業内容	現地調査の実施状況	国からの加算金相当額(A)(円)	うち事業主体等への加算金請求額(B)(円)	損害額(A)-(B)(円)	責任応分額(円) (案件ごと円未満切捨て)	業務内容			
											課長	係長	造林担当	調査員
61		1	大北森林組合	中の貝南	開設	×	840,248	420,124.00	420,124.00	420,124			○	○
62		1	大北森林組合	中の貝南	敷砂利	×	245,669	122,834.50	122,834.50	122,834			○	○
63		1	大北森林組合	ホテノサワ	開設	×	854,400	427,200.00	427,200.00	427,200			○	○
64		1	大北森林組合	ホテノサワ	敷砂利	×	249,842	124,921.00	124,921.00	124,921			○	○
65		1	大北森林組合	北山平	開設	×	899,216	449,608.00	449,608.00	449,608			○	○
66		1	大北森林組合	北山平	敷砂利	×	262,906	131,453.00	131,453.00	131,453			○	○
67		1	大北森林組合	平作	開設	×	1,036,203	518,101.50	518,101.50	518,101			○	○
68		1	大北森林組合	薫沢	開設	×	1,046,364	523,182.00	523,182.00	523,182			○	○
69		1	大北森林組合	薫沢	敷砂利	×	305,907	152,953.50	152,953.50	152,953			○	○
70		1	大北森林組合	西山線	開設	×	1,160,490	580,245.00	580,245.00	580,245			○	○
71		1	大北森林組合	西山線	敷砂利	×	339,292	169,646.00	169,646.00	169,646			○	○
72		1	大北森林組合	北山平	開設	×	2,643,762	1,321,881.00	1,321,881.00	1,321,881			○	○
73		1	大北森林組合	北山平	敷砂利	×	773,115	386,557.50	386,557.50	386,557			○	○
75		1	ひふみ林業(株)	宮本	森林作業道	覚えていない	69,118	34,559.00	34,559.00	34,559			○	○
76		1	ひふみ林業(株)	宮本	森林作業道	覚えていない	271,016	135,508.00	135,508.00	67,754			○	○
79		2	大北森林組合	中山1号線	開設	×	383,890	191,945.00	191,945.00	191,945			○	○
80		2	大北森林組合	中山1号線	敷砂利	×	112,634	56,317.00	56,317.00	56,317			○	○
81		2	大北森林組合	明野・藤尾線	開設	×	392,333	196,166.50	196,166.50	196,166			○	○
82		2	大北森林組合	中山	開設	×	462,932	231,466.00	231,466.00	231,466			○	○

案件番号	補助金交付年度	申請回次	申請者	地区名 路線名	事業内容	現地調査の実施状況	国からの 加算金 相当額(A) (円)	うち事業主体等への 加算金請求額(B) (円)	損害額 (A)-(B) (円)	責任応分額(円) (案件ごと 円未満切捨て)	業務内容			
											課長	係長	造林 担当	調査員
83		2	大北森林組合	中山	敷砂利	×	135,987	67,993.50	67,993.50	67,993			○	○
84		2	大北森林組合	相川北線	敷砂利	×	160,238	80,119.00	80,119.00	80,119			○	○
85		2	大北森林組合	相川北線	開設	×	545,925	272,962.50	272,962.50	272,962			○	○
86		2	大北森林組合	居谷里	開設	×	599,458	299,729.00	299,729.00	299,729			○	○
87		3	大北森林組合	秋葉神社	開設	×	344,470	172,235.00	172,235.00	172,235			○	○
88		3	大北森林組合	蟻坂線	開設	×	443,406	221,703.00	221,703.00	221,703			○	○
89		3	大北森林組合	ドウロク沢	開設	○	710,063	355,031.50	355,031.50	355,031			○	○
90		3	大北森林組合	ドウロク沢	敷砂利	○	208,523	104,261.50	104,261.50	104,261			○	○
91		3	大北森林組合	大崎	開設	×	917,504	458,752.00	458,752.00	458,752			○	○
94		5	大北森林組合	八坂・野平・地志原	間伐(保育)	覚えていない	5,307,732	2,653,866.00	2,653,866.00	2,653,866			○	○
95		6	大北森林組合	八坂・野平・地志原	付帯事業	×	1,212,600	606,300.00	606,300.00	606,300			○	○
96		6	大北森林組合	馬コバ	開設	×	70,771	35,385.50	35,385.50	35,385			○	○
98		6	大北森林組合	大峰袖沢樹転南線	敷砂利	×	286,878	143,439.00	143,439.00	143,439			○	○
99		6	大北森林組合	大峰袖沢樹転南線	開設	×	84,131	42,065.50	42,065.50	42,065			○	○
100		6	大北森林組合	中山北線	敷砂利	×	136,307	68,153.50	68,153.50	68,153			○	○
102		6	大北森林組合	二本松	敷砂利	×	478,611	239,305.50	239,305.50	239,305			○	○
103		6	大北森林組合	二本松	開設	×	140,460	70,230.00	70,230.00	70,230			○	○
104		6	大北森林組合	権頭山線	開設	×	487,096	243,548.00	243,548.00	243,548			○	○
105		6	大北森林組合	権頭山線	敷砂利	×	142,987	71,493.50	71,493.50	71,493			○	○

案件番号	補助金交付年度	申請回次	申請者	地区名 路線名	事業内容	現地調査の実施状況	国からの 加算金 相当額(A) (円)	うち事業主体等への 加算金請求額(B) (円)	損害額 (A)-(B) (円)	責任応分額(円) (案件ごと 円未満切捨て)	業務内容			
											課長	係長	造林 担当	調査員
106		6	大北森林組合	二ノ倉	開設	×	809,902	404,951.00	404,951.00	404,951			○	○
107		6	大北森林組合	二ノ倉	敷砂利	×	237,771	118,885.50	118,885.50	118,885			○	○
108		6	大北森林組合	ドウロク沢	開設	×	980,693	490,346.50	490,346.50	490,346			○	○
109		6	大北森林組合	ドウロク沢	敷砂利	×	287,961	143,980.50	143,980.50	143,980			○	○
合計							66,862,720	33,431,360.00	33,431,360.00	20,870,542				

賠償額(円)(※)	1,043,528
-----------	-----------

(※)円未満切捨前の責任応分額の合計に、賠償請求割合を乗じた額の円未満を切り捨てて算出

F

(別表6)

案件番号	補助金交付年度	申請回次	申請者	地区名路線名	事業内容	現地調査の実施状況	国からの加算金相当額(A) (円)	うち事業主体等への加算金請求額(B) (円)	損害額(A)-(B) (円)	責任応分額(円) (案件ごと円未満切捨て)	業務内容			
											課長	係長	造林担当	調査員
113		1	大北森林組合	鷹狩	敷砂利	○	5,961	2,980.50	2,980.50	298			○	
116		1	大北森林組合	二ノ倉	開設	○	357,696	178,848.00	178,848.00	17,884			○	
117		1	大北森林組合	二ノ倉	敷砂利	○	105,073	52,536.50	52,536.50	5,253			○	
118		1	大北森林組合	丸山	開設	×	633,121	316,560.50	316,560.50	31,656			○	
119		1	大北森林組合	大峰東作業路	開設	○	738,046	369,023.00	369,023.00	36,902			○	
120		1	大北森林組合	大峰東作業路	敷砂利	○	216,704	108,352.00	108,352.00	10,835			○	
122		1	大北森林組合	中の原	敷砂利	○	347,263	173,631.50	173,631.50	17,363			○	
124		1	大北森林組合	太田山線・藤巻山線外	敷砂利	○	490,639	245,319.50	245,319.50	24,531			○	
125		1	大北森林組合	東山線	開設	○	2,675,268	1,337,634.00	1,337,634.00	133,763			○	
126		1	大北森林組合	東山線	敷砂利	○	863,090	431,545.00	431,545.00	43,154			○	
127		1	大北森林組合	奥山	開設	○	6,637,496	3,318,748.00	3,318,748.00	3,318,748			○	○
128		1	大北森林組合	奥山	敷砂利	○	2,141,555	1,070,777.50	1,070,777.50	1,070,777			○	○
130		5	大北森林組合	祖父ヶ塚	開設	○	14,334	7,167.00	7,167.00	7,167			○	○
131		5	大北森林組合	八坂上ノ山	開設	×	99,012	49,506.00	49,506.00	4,950			○	
132		5	大北森林組合	長平	開設	×	117,189	58,594.50	58,594.50	5,859			○	
133		5	大北森林組合	蟹ヶ沢	敷砂利	×	44,186	22,093.00	22,093.00	2,209			○	
134		5	大北森林組合	前ノ山	開設	×	153,691	76,845.50	76,845.50	7,684			○	
135		5	大北森林組合	前ノ山	敷砂利	×	57,929	28,964.50	28,964.50	2,896			○	

案件番号	補助金交付年度	申請回次	申請者	地区名路線名	事業内容	現地調査の実施状況	国からの加算金相当額(A) (円)	うち事業主体等への加算金請求額(B) (円)	損害額(A)-(B) (円)	責任応分額(円) (案件ごと円未満切捨て)	業務内容			
											課長	係長	造林担当	調査員
136		5	大北森林組合	松川村	開設	×	36,353	18,176.50	18,176.50	18,176			○	○
137		5	大北森林組合	中之郷袖山	敷砂利	×	69,013	34,506.50	34,506.50	34,506			○	○
138		5	大北森林組合	清水入	開設	×	215,019	107,509.50	107,509.50	10,750			○	
139		5	大北森林組合	切久保向山	開設	×	217,532	108,766.00	108,766.00	10,876			○	
140		5	大北森林組合	切久保向山	敷砂利	×	82,017	41,008.50	41,008.50	4,100			○	
141		5	大北森林組合	下綱	開設	×	230,536	115,268.00	115,268.00	11,526			○	
142		5	大北森林組合	広津	開設	×	245,610	122,805.00	122,805.00	122,805			○	○
143		5	大北森林組合	滝ノ入	開設	×	253,442	126,721.00	126,721.00	126,721			○	○
144		5	大北森林組合	窓脇	開設	×	254,033	127,016.50	127,016.50	12,701			○	
145		5	大北森林組合	窓脇	敷砂利	×	95,761	47,880.50	47,880.50	4,788			○	
146		5	大北森林組合	大峰	開設	×	255,954	127,977.00	127,977.00	127,977			○	○
147		5	大北森林組合	菅沢	開設	×	261,866	130,933.00	130,933.00	13,093			○	
148		5	大北森林組合	滝沢	開設	×	267,038	133,519.00	133,519.00	133,519			○	○
149		5	大北森林組合	滝沢	敷砂利	×	100,785	50,392.50	50,392.50	50,392			○	○
150		5	大北森林組合	南ノ平	開設	×	276,200	138,100.00	138,100.00	13,810			○	
151		5	大北森林組合	南ノ平	敷砂利	×	104,184	52,092.00	52,092.00	5,209			○	
152		5	大北森林組合	霊松寺山	開設	×	284,624	142,312.00	142,312.00	14,231			○	
153		5	大北森林組合	霊松寺山	敷砂利	×	107,288	53,644.00	53,644.00	5,364			○	
154		5	大北森林組合	広津	開設	×	97,534	48,767.00	48,767.00	48,767			○	○

案件番号	補助金交付年度	申請回数	申請者	地区名 路線名	事業内容	現地調査の 実施状況	国からの 加算金 相当額(A) (円)	うち事業主体等への 加算金請求額(B) (円)	損害額 (A)-(B) (円)	責任応分額(円) (案件ごと 円未満切捨て)	業務内容			
											課長	係長	造林 担当	調査員
155		5	大北森林組合	いもじ山	開設	×	323,785	161,892.50	161,892.50	16,189			○	
156		5	大北森林組合	天狗岩	敷砂利	×	125,021	62,510.50	62,510.50	62,510			○	○
157		5	大北森林組合	広津	開設	×	356,297	178,148.50	178,148.50	178,148			○	○
158		5	大北森林組合	広津	敷砂利	×	134,332	67,166.00	67,166.00	67,166			○	○
159		5	大北森林組合	大峰	開設	×	385,705	192,852.50	192,852.50	192,852			○	○
160		5	大北森林組合	中之郷袖山	開設	×	423,537	211,768.50	211,768.50	211,768			○	○
161		5	大北森林組合	唐子	開設	×	463,881	231,940.50	231,940.50	23,194			○	
162		5	大北森林組合	唐子	敷砂利	×	174,971	87,485.50	87,485.50	8,748			○	
163		5	大北森林組合	西居谷里	開設	×	464,472	232,236.00	232,236.00	23,223			○	
164		5	大北森林組合	西居谷里	敷砂利	×	175,267	87,633.50	87,633.50	8,763			○	
165		5	大北森林組合	中之郷袖山	開設	×	467,723	233,861.50	233,861.50	233,861			○	○
166		5	大北森林組合	大峰	開設	×	584,469	292,234.50	292,234.50	292,234			○	○
167		5	大北森林組合	戸屋	敷砂利	×	222,852	111,426.00	111,426.00	111,426			○	○
168		5	大北森林組合	マムシ平	開設	×	599,395	299,697.50	299,697.50	29,969			○	
169		5	大北森林組合	大峰	開設	×	700,477	350,238.50	350,238.50	350,238			○	○
170		5	大北森林組合	大峰	敷砂利	×	264,230	132,115.00	132,115.00	132,115			○	○
171		5	大北森林組合	二ノ倉	開設	×	802,149	401,074.50	401,074.50	40,107			○	
172		5	大北森林組合	居谷里線	開設	×	807,322	403,661.00	403,661.00	40,366			○	
173		5	大北森林組合	居谷里線	敷砂利	×	304,574	152,287.00	152,287.00	15,228			○	

案件番号	補助金交付年度	申請回数	申請者	地区名 路線名	事業内容	現地調査の 実施状況	国からの 加算金 相当額(A) (円)	うち事業主体等への 加算金請求額(B) (円)	損害額 (A)-(B) (円)	責任応分額(円) (案件ごと 円未満切捨て)	業務内容			
											課長	係長	造林 担当	調査員
175		5	大北森林組合	二ノ倉	開設	×	834,070	417,035.00	417,035.00	41,703			○	
176		5	大北森林組合	二ノ倉	敷砂利	×	314,623	157,311.50	157,311.50	15,731			○	
177		5	大北森林組合	大峰	開設	×	873,084	436,542.00	436,542.00	436,542			○	○
178		5	大北森林組合	天狗岩	開設	×	886,827	443,413.50	443,413.50	443,413			○	○
179		5	大北森林組合	蟻窪	開設	×	952,589	476,294.50	476,294.50	47,629			○	
180		5	大北森林組合	蟻窪	敷砂利	×	359,400	179,700.00	179,700.00	17,970			○	
182		5	大北森林組合	扇崩沢	開設	×	1,075,838	537,919.00	537,919.00	53,791			○	
183		5	大北森林組合	扇崩沢	敷砂利	×	405,803	202,901.50	202,901.50	20,290			○	
184		5	大北森林組合	川花見	開設	×	360,730	180,365.00	180,365.00	180,365			○	○
185		5	大北森林組合	コボレ沢	開設	×	1,149,432	574,716.00	574,716.00	57,471			○	
186		5	大北森林組合	コボレ沢	敷砂利	×	433,586	216,793.00	216,793.00	21,679			○	
187		5	大北森林組合	戸屋	開設	×	1,176,181	588,090.50	588,090.50	588,090			○	○
188		5	大北森林組合	二ノ倉	開設	×	1,413,959	706,979.50	706,979.50	70,697			○	
189		5	大北森林組合	二ノ倉	敷砂利	×	533,338	266,669.00	266,669.00	26,666			○	
190		7	大北森林組合	中鶴・南ヶ沢	間伐(搬出)	×	1,644,358	822,179.00	822,179.00	822,179			○	○
191		7	大北森林組合	広津・楡室	間伐(保育)	×	1,482,215	741,107.50	741,107.50	741,107			○	○
192		7	大北森林組合	中鶴・南ヶ沢	間伐(保育)	×	138,801	69,400.50	69,400.50	69,400			○	○
193		7	大北森林組合	大峰	間伐(保育)	×	169,352	84,676.00	84,676.00	84,676			○	○
194		7	大北森林組合	コフロミ	開設	×	27,339	13,669.50	13,669.50	13,669			○	○

案件番号	補助金交付年度	申請回次	申請者	地区名 路線名	事業内容	現地調査の実施状況	国からの 加算金 相当額(A) (円)	うち事業主体等への 加算金請求額(B) (円)	損害額 (A)-(B) (円)	責任応分額(円) (案件ごと 円未満切捨て)	業務内容			
											課長	係長	造林 担当	調査員
195		7	大北森林組合	蕨平	開設	×	433,290	216,645.00	216,645.00	216,645			○	○
196		7	大北森林組合	広津	開設	×	471,122	235,561.00	235,561.00	235,561			○	○
197		7	大北森林組合	大崎	開設	×	180,291	90,145.50	90,145.50	90,145			○	○
198		7	大北森林組合	明夫沢	敷砂利	×	996,037	498,018.50	498,018.50	498,018			○	○
200		3	大北森林組合	城山	法尻保護	○	10,295	5,147.50	5,147.50	514			○	
201		3	大北森林組合	横畑	開設	○	83,997	41,998.50	41,998.50	4,199			○	
203		3	大北森林組合	城山	敷砂利	○	33,058	16,529.00	16,529.00	1,652			○	
204		3	大北森林組合	北山	開設	○	247,768	123,884.00	123,884.00	12,388			○	
205		4	大北森林組合	広津・楡室	不用萌芽除去	○	57,948	28,974.00	28,974.00	2,897			○	
206		4	大北森林組合	広津・楡室	不用萌芽除去	○	23,064	11,532.00	11,532.00	1,153			○	
208		4	大北森林組合	堀之内線	開設	○	62,883	31,441.50	31,441.50	31,441			○	○
212		5	大北森林組合	二重向線	法尻保護	×	150,552	75,276.00	75,276.00	7,527			○	
213		5	大北森林組合	若林	開設	×	154,683	77,341.50	77,341.50	7,734			○	
214		5	大北森林組合	中山東線	開設	×	104,307	52,153.50	52,153.50	5,215			○	
215		5	大北森林組合	二重向線	開設	×	200,124	100,062.00	100,062.00	10,006			○	
216		5	大北森林組合	中山東線	法尻保護	×	330,021	165,010.50	165,010.50	16,501			○	
217		5	大北森林組合	二重向線	開設	×	133,454	66,727.00	66,727.00	6,672			○	
218		5	大北森林組合	中山東線	開設	×	96,619	48,309.50	48,309.50	4,830			○	
219		5	大北森林組合	滝沢南線	敷砂利	×	118,881	59,440.50	59,440.50	5,944			○	

案件番号	補助金交付年度	申請回次	申請者	地区名 路線名	事業内容	現地調査の実施状況	国からの 加算金 相当額(A) (円)	うち事業主体等への 加算金請求額(B) (円)	損害額 (A)-(B) (円)	責任応分額(円) (案件ごと 円未満切捨て)	業務内容			
											課長	係長	造林 担当	調査員
220		5	大北森林組合	大崎	開設	×	194,386	97,193.00	97,193.00	9,719			○	
221		5	大北森林組合	大崎	敷砂利	×	137,929	68,964.50	68,964.50	6,896			○	
222		5	大北森林組合	藤新行山線	開設	×	244,532	122,266.00	122,266.00	12,226			○	
223		5	大北森林組合	二重向線	敷砂利	×	164,322	82,161.00	82,161.00	8,216			○	
224		5	大北森林組合	滝沢南線	開設	×	259,794	129,897.00	129,897.00	12,989			○	
225		5	大北森林組合	明沢線	開設	×	507,424	253,712.00	253,712.00	25,371			○	
226		5	大北森林組合	大崎	法尻保護	×	858,100	429,050.00	429,050.00	42,905			○	
227		5	大北森林組合	松木平線	開設	×	366,741	183,370.50	183,370.50	18,370			○	○
228		5	大北森林組合	大崎	開設	×	215,615	107,807.50	107,807.50	10,780			○	
229		5	大北森林組合	南二ノ倉線	開設	×	1,175,269	587,634.50	587,634.50	58,763			○	
230		5	大北森林組合	大崎	開設	×	2,129,645	1,064,822.50	1,064,822.50	106,482			○	
231		5	大北森林組合	南二ノ倉線	開設	×	1,997,568	998,784.00	998,784.00	99,878			○	
232		7	大北森林組合	大峰	除伐	×	916,508	458,254.00	458,254.00	45,825			○	
233		7	大北森林組合	鶴山	除伐	×	215,615	107,807.50	107,807.50	10,780			○	
234		7	大北森林組合	鶴山	除伐	×	317,054	158,527.00	158,527.00	15,852			○	
235		7	大北森林組合	大峰	開設	×	28,572	14,286.00	14,286.00	1,428			○	
236		7	大北森林組合	広津桃の木線	法尻保護	×	79,751	39,875.50	39,875.50	3,987			○	
237		7	大北森林組合	大峰	開設	×	36,720	18,360.00	18,360.00	1,836			○	
238		7	大北森林組合	広津桃の木線	敷砂利	×	27,425	13,712.50	13,712.50	1,371			○	

案件番号	補助金交付年度	申請回数	申請者	地区名 路線名	事業内容	現地調査の実施状況	国からの 加算金 相当額(A) (円)	うち事業主体等への 加算金請求額(B) (円)	損害額 (A)-(B) (円)	責任応分額(円) (案件ごと 円未満切捨て)	業務内容			
											課長	係長	造林 担当	調査員
239		7	大北森林組合	大峰	開設	○	130,585	65,292.50	65,292.50	6,529			○	
241		7	大北森林組合	大峰	法尻保護	×	375,806	187,903.00	187,903.00	18,790			○	
242		7	大北森林組合	広津	開設	×	262,892	131,446.00	131,446.00	13,144			○	
243		7	大北森林組合	川花見南線	開設	○	179,239	89,619.50	89,619.50	89,619			○	○
244		7	大北森林組合	広津	開設	×	217,566	108,783.00	108,783.00	10,878			○	
245		7	大北森林組合	川花見南線	開設	○	133,339	66,669.50	66,669.50	66,669			○	○
246		7	大北森林組合	中の貝出口	開設	×	231,221	115,610.50	115,610.50	11,561			○	
247		7	大北森林組合	中の貝出口	敷砂利	×	153,306	76,653.00	76,653.00	7,665			○	
248		7	大北森林組合	大峰	法尻保護	○	619,535	309,767.50	309,767.50	30,976			○	
249		7	大北森林組合	大峰	敷砂利	×	176,715	88,357.50	88,357.50	8,835			○	
250		7	大北森林組合	大峰南線	開設	○	200,124	100,062.00	100,062.00	10,006			○	
251		7	大北森林組合	大峰南線	敷砂利	○	227,778	113,889.00	113,889.00	11,388			○	
252		7	大北森林組合	中の原内山西線	開設	○	298,809	149,404.50	149,404.50	149,404			○	○
253		7	大北森林組合	中之郷袖山	開設	○	940,491	470,245.50	470,245.50	47,024			○	
254		7	大北森林組合	中之郷袖山	敷砂利	○	356,298	178,149.00	178,149.00	17,814			○	
255		7	大北森林組合	相川	開設	×	645,813	322,906.50	322,906.50	322,906			○	○
256		7	大北森林組合	大峰	開設	○	1,142,680	571,340.00	571,340.00	57,134			○	
257		7	大北森林組合	大峰	法尻保護	×	1,725,954	862,977.00	862,977.00	86,297			○	
258		7	大北森林組合	大峰	敷砂利	○	452,000	226,000.00	226,000.00	22,600			○	

案件番号	補助金交付年度	申請回数	申請者	地区名 路線名	事業内容	現地調査の実施状況	国からの 加算金 相当額(A) (円)	うち事業主体等への 加算金請求額(B) (円)	損害額 (A)-(B) (円)	責任応分額(円) (案件ごと 円未満切捨て)	業務内容			
											課長	係長	造林 担当	調査員
259		7	大北森林組合	相川	開設	×	736,465	368,232.50	368,232.50	368,232			○	○
260		2	大北森林組合	平出	法尻保護	○	7,526	3,763.00	3,763.00	376			○	
261		2	大北森林組合	平出	開設	○	7,608	3,804.00	3,804.00	380			○	
264		3	大北森林組合	大塩③西線	開設	○	19,879	9,939.50	9,939.50	993			○	
265		3	大北森林組合	大塩③西線	開設	○	148,321	74,160.50	74,160.50	7,416			○	
266		3	大北森林組合	大塩③西線	敷砂利	○	69,374	34,687.00	34,687.00	3,468			○	
267		5	大北森林組合	二重向支線	敷砂利	○	3,272	1,636.00	1,636.00	163			○	
268		5	大北森林組合	曾山線・曾山線支線	敷砂利	○	14,971	7,485.50	7,485.50	748			○	
269		5	大北森林組合	二重向支線	開設	○	49,249	24,624.50	24,624.50	2,462			○	
270		5	大北森林組合	相川B	開設	○	18,161	9,080.50	9,080.50	908			○	
271		5	大北森林組合	二重向支線	開設	○	28,715	14,357.50	14,357.50	1,435			○	
272		5	大北森林組合	奥山4号線	開設	×	71,092	35,546.00	35,546.00	35,546			○	○
273		5	大北森林組合	相川B	開設	○	72,320	36,160.00	36,160.00	3,616			○	
274		5	大北森林組合	二重向支線	開設	○	73,792	36,896.00	36,896.00	3,689			○	
275		5	大北森林組合	相川A	開設	○	145,458	72,729.00	72,729.00	7,272			○	
276		5	大北森林組合	東木崎北線	開設	×	296,643	148,321.50	148,321.50	14,832			○	
277		5	大北森林組合	大和田青木線	開設	×	369,453	184,726.50	184,726.50	18,472			○	
278		5	大北森林組合	奥山2号線	開設	×	395,469	197,734.50	197,734.50	19,734			○	○
279		5	大北森林組合	大和田青木線	開設	×	320,531	160,265.50	160,265.50	16,026			○	

案件番号	補助金交付年度	申請回次	申請者	地区名 路線名	事業内容	現地調査の 実施状況	国からの 加算金 相当額(A) (円)	うち事業主体等への 加算金請求額(B) (円)	損害額 (A)-(B) (円)	責任応分額(円) (案件ごと 円未満切捨て)	業務内容			
											課長	係長	造林 担当	調査員
281		5	大北森林組合	奥山1号線	開設	×	565,797	282,898.50	282,898.50	282,898			○	○
282		5	大北森林組合	曾山線・曾山線支線	開設	○	453,636	226,818.00	226,818.00	22,681			○	
283		5	大北森林組合	八まん線	開設	×	745,043	372,521.50	372,521.50	372,521			○	○
284		5	大北森林組合	奥山3号線	開設	×	842,561	421,280.50	421,280.50	421,280			○	○
285		5	大北森林組合	千国東山1号線	開設	×	1,003,972	501,986.00	501,986.00	501,986			○	○
286		5	大北森林組合	千国東山2号線	開設	×	1,051,503	525,751.50	525,751.50	525,751			○	○
287		7	大北森林組合	堀之内	更新伐	×	183,008	91,504.00	91,504.00	9,150			○	
288		7	大北森林組合	堀之内	間伐(搬出)	×	337,466	168,733.00	168,733.00	16,873			○	
289		7	大北森林組合	花岡山	除伐	×	936,776	468,388.00	468,388.00	46,838			○	
290		7	大北森林組合	大塩①北	開設	○	17,261	8,630.50	8,630.50	863			○	
291		7	大北森林組合	大塩①北	開設	○	72,320	36,160.00	36,160.00	3,616			○	
292		7	大北森林組合	大塩①北	開設	○	96,208	48,104.00	48,104.00	4,810			○	
293		7	大北森林組合	大峰袖沢樹転東線	開設	×	122,580	61,290.00	61,290.00	6,129			○	
294		7	大北森林組合	明野線	開設	○	62,666	31,333.00	31,333.00	3,133			○	
295		7	大北森林組合	中島西	開設	×	190,535	95,267.50	95,267.50	9,526			○	
296		7	大北森林組合	大峰袖沢樹転北線	開設	×	123,969	61,984.50	61,984.50	6,198			○	
297		7	大北森林組合	大峰袖沢樹転南線	開設	×	170,246	85,123.00	85,123.00	8,512			○	
298		7	大北森林組合	大塩①北	開設	○	58,166	29,083.00	29,083.00	2,908			○	
299		7	大北森林組合	袖沢南	開設	×	193,398	96,699.00	96,699.00	9,669			○	

案件番号	補助金交付年度	申請回次	申請者	地区名 路線名	事業内容	現地調査の 実施状況	国からの 加算金 相当額(A) (円)	うち事業主体等への 加算金請求額(B) (円)	損害額 (A)-(B) (円)	責任応分額(円) (案件ごと 円未満切捨て)	業務内容			
											課長	係長	造林 担当	調査員
300		7	大北森林組合	明野線	開設	○	225,468	112,734.00	112,734.00	11,273			○	
301		7	大北森林組合	花岡山支	開設	×	197,898	98,949.00	98,949.00	9,894			○	
302		7	大北森林組合	明野線	開設	○	313,468	156,734.00	156,734.00	15,673			○	
303		7	大北森林組合	明野線	開設	○	139,404	69,702.00	69,702.00	6,970			○	
304		7	大北森林組合	中之郷袖山	開設	×	449,955	224,977.50	224,977.50	22,497			○	
305		7	大北森林組合	南沢	開設	×	565,061	282,530.50	282,530.50	28,253			○	
306		7	大北森林組合	大峰キャンプ場	開設	×	518,184	259,092.00	259,092.00	25,909			○	
307		7	大北森林組合	大峰支線	開設	×	593,123	296,561.50	296,561.50	29,656			○	
合計							76,474,512	38,237,256.00	38,237,256.00	17,198,603				

賠償額(円)(※) 859,933

(※)円未満切捨前の責任応分額の合計に
賠償請求割合を乗じた額の円未満を切り捨てて算出

G

(別表7)

案件番号	補助金交付年度	申請回次	申請者	地区名 路線名	事業内容	現地調査の 実施状況	国からの 加算金 相当額(A) (円)	うち事業主体等への 加算金請求額(B) (円)	損害額 (A)-(B) (円)	責任応分額(円) (案件ごと 円未満切捨て)	業務内容			
											課長	係長	造林 担当	調査員
3		1	大北森林組合	高橋山、本線支線	開設	覚えていない	850,145	425,072.50	425,072.50	382,565				○
4		1	大北森林組合	TKK団地線	開設	覚えていない	735,341	367,670.50	367,670.50	330,903				○
9		2	大北森林組合	裏山1号線	敷砂利	覚えていない	170,272	85,136.00	85,136.00	76,622				○
10		2	大北森林組合	裏山1号線	開設	覚えていない	582,790	291,395.00	291,395.00	262,255				○
11		2	大北森林組合	大崎線	開設	覚えていない	590,009	295,004.50	295,004.50	265,504				○
12		2	大北森林組合	大崎線	敷砂利	覚えていない	172,395	86,197.50	86,197.50	77,577				○
13		2	大北森林組合	東山1号線	開設	覚えていない	780,663	390,331.50	390,331.50	351,298				○
14		2	大北森林組合	東山1号線	敷砂利	覚えていない	228,233	114,116.50	114,116.50	102,704				○
18		2	大北森林組合	裏山2号線	開設	覚えていない	985,967	492,983.50	492,983.50	443,685				○
19		2	大北森林組合	裏山2号線	敷砂利	覚えていない	288,316	144,158.00	144,158.00	129,742				○
23		2	大北森林組合	黒沢線	開設	覚えていない	3,926,885	1,963,442.50	1,963,442.50	1,767,098				○
24		2	大北森林組合	黒沢線	敷砂利	覚えていない	1,148,172	574,086.00	574,086.00	516,677				○
25		2	大北森林組合	勝野山線	開設	覚えていない	4,083,358	2,041,679.00	2,041,679.00	1,837,511				○
26		2	大北森林組合	勝野山線	敷砂利	覚えていない	1,194,031	597,015.50	597,015.50	537,313				○
合計							15,736,577	7,868,288.50	7,868,288.50	7,081,454				

賠償額(円)(※) 354,072

(※)円未満切捨前の責任応分額の合計に
賠償請求割合を乗じた額の円未満を切り捨てて算出

H

(別表8)

案件番号	補助金交付年度	申請回次	申請者	地区名 路線名	事業内容	現地調査の 実施状況	国からの 加算金 相当額(A) (円)	うち事業主体等への 加算金請求額(B) (円)	損害額 (A)-(B) (円)	責任応分額(円) (案件ごと 円未満切捨て)	業務内容			
											課長	係長	造林 担当	調査員
20		2	大北森林組合	中之郷支線1号	開設	覚えていない	1,122,270	561,135.00	561,135.00	505,021				○
27		3	大北森林組合	二本松	開設	覚えていない	126,961	63,480.50	63,480.50	57,132				○
28		3	大北森林組合	神戸	開設	覚えていない	506,359	253,179.50	253,179.50	227,861				○
29		3	大北森林組合	馬糞尾5号線	開設	覚えていない	682,152	341,076.00	341,076.00	306,968				○
30		3	大北森林組合	二本松	開設	覚えていない	1,622,260	811,130.00	811,130.00	730,017				○
31		3	大北森林組合	馬糞尾1号線	開設	覚えていない	1,753,043	876,521.50	876,521.50	788,869				○
32		3	大北森林組合	馬糞尾1号線	敷砂利	覚えていない	512,516	256,258.00	256,258.00	230,632				○
33		3	大北森林組合	村有林内作業路	開設	覚えていない	4,247,261	2,123,630.50	2,123,630.50	1,911,267				○
34		3	大北森林組合	村有林内作業路	敷砂利	覚えていない	1,242,013	621,006.50	621,006.50	558,905				○
113		1	大北森林組合	鷹狩	敷砂利	○	5,961	2,980.50	2,980.50	2,682				○
116		1	大北森林組合	二ノ倉	開設	○	357,696	178,848.00	178,848.00	160,963				○
117		1	大北森林組合	二ノ倉	敷砂利	○	105,073	52,536.50	52,536.50	47,282				○
118		1	大北森林組合	丸山	開設	×	633,121	316,560.50	316,560.50	284,904				○
119		1	大北森林組合	大峰東作業路	開設	○	738,046	369,023.00	369,023.00	332,120				○
120		1	大北森林組合	大峰東作業路	敷砂利	○	216,704	108,352.00	108,352.00	97,516				○
合計							13,871,436	6,935,718.00	6,935,718.00	6,242,139				

賠償額(円)(※) 312,107

(※)円未満切捨前の責任応分額の合計に
賠償請求割合を乗じた額の円未満を切り捨てて算出

I

(別表9)

案件番号	補助金交付年度	申請回次	申請者	地区名 路線名	事業内容	現地調査の 実施状況	国からの 加算金 相当額(A) (円)	うち事業主体等への 加算金請求額(B) (円)	損害額 (A)-(B) (円)	責任応分額(円) (案件ごと 円未満切捨て)	業務内容			
											課長	係長	造林 担当	調査員
122		1	大北森林組合	中の原	敷砂利	○	347,263	173,631.50	173,631.50	156,268				○
124		1	大北森林組合	太田山線・藤巻山線外	敷砂利	○	490,639	245,319.50	245,319.50	220,787				○
125		1	大北森林組合	東山線	開設	○	2,675,268	1,337,634.00	1,337,634.00	1,203,870				○
126		1	大北森林組合	東山線	敷砂利	○	863,090	431,545.00	431,545.00	388,390				○
131		5	大北森林組合	八坂上ノ山	開設	×	99,012	49,506.00	49,506.00	44,555				○
132		5	大北森林組合	長平	開設	×	117,189	58,594.50	58,594.50	52,735				○
133		5	大北森林組合	蟹ヶ沢	敷砂利	×	44,186	22,093.00	22,093.00	19,883				○
134		5	大北森林組合	前ノ山	開設	×	153,691	76,845.50	76,845.50	69,160				○
135		5	大北森林組合	前ノ山	敷砂利	×	57,929	28,964.50	28,964.50	26,068				○
138		5	大北森林組合	清水入	開設	×	215,019	107,509.50	107,509.50	96,758				○
139		5	大北森林組合	切久保向山	開設	×	217,532	108,766.00	108,766.00	97,889				○
140		5	大北森林組合	切久保向山	敷砂利	×	82,017	41,008.50	41,008.50	36,907				○
141		5	大北森林組合	下綱	開設	×	230,536	115,268.00	115,268.00	103,741				○
144		5	大北森林組合	窓脇	開設	×	254,033	127,016.50	127,016.50	114,314				○
145		5	大北森林組合	窓脇	敷砂利	×	95,761	47,880.50	47,880.50	43,092				○
147		5	大北森林組合	菅沢	開設	×	261,866	130,933.00	130,933.00	117,839				○
150		5	大北森林組合	南ノ平	開設	×	276,200	138,100.00	138,100.00	124,290				○
151		5	大北森林組合	南ノ平	敷砂利	×	104,184	52,092.00	52,092.00	46,882				○

案件番号	補助金交付年度	申請回次	申請者	地区名 路線名	事業内容	現地調査の 実施状況	国からの 加算金 相当額(A) (円)	うち事業主体等への 加算金請求額(B) (円)	損害額 (A)-(B) (円)	責任応分額(円) (案件ごと 円未満切捨て)	業務内容			
											課長	係長	造林 担当	調査員
152		5	大北森林組合	霊松寺山	開設	×	284,624	142,312.00	142,312.00	128,080				○
153		5	大北森林組合	霊松寺山	敷砂利	×	107,288	53,644.00	53,644.00	48,279				○
155		5	大北森林組合	いもじ山	開設	×	323,785	161,892.50	161,892.50	145,703				○
161		5	大北森林組合	唐子	開設	×	463,881	231,940.50	231,940.50	208,746				○
162		5	大北森林組合	唐子	敷砂利	×	174,971	87,485.50	87,485.50	78,736				○
163		5	大北森林組合	西居谷里	開設	×	464,472	232,236.00	232,236.00	209,012				○
164		5	大北森林組合	西居谷里	敷砂利	×	175,267	87,633.50	87,633.50	78,870				○
168		5	大北森林組合	マムシ平	開設	×	599,395	299,697.50	299,697.50	269,727				○
171		5	大北森林組合	二ノ倉	開設	×	802,149	401,074.50	401,074.50	360,967				○
172		5	大北森林組合	居谷里線	開設	×	807,322	403,661.00	403,661.00	363,294				○
173		5	大北森林組合	居谷里線	敷砂利	×	304,574	152,287.00	152,287.00	137,058				○
175		5	大北森林組合	二ノ倉	開設	×	834,070	417,035.00	417,035.00	375,331				○
176		5	大北森林組合	二ノ倉	敷砂利	×	314,623	157,311.50	157,311.50	141,580				○
179		5	大北森林組合	蟻窪	開設	×	952,589	476,294.50	476,294.50	428,665				○
180		5	大北森林組合	蟻窪	敷砂利	×	359,400	179,700.00	179,700.00	161,730				○
182		5	大北森林組合	扇崩沢	開設	×	1,075,838	537,919.00	537,919.00	484,127				○
183		5	大北森林組合	扇崩沢	敷砂利	×	405,803	202,901.50	202,901.50	182,611				○
185		5	大北森林組合	コボレ沢	開設	×	1,149,432	574,716.00	574,716.00	517,244				○
186		5	大北森林組合	コボレ沢	敷砂利	×	433,586	216,793.00	216,793.00	195,113				○

案件番号	補助金交付年度	申請回次	申請者	地区名 路線名	事業内容	現地調査の実施状況	国からの 加算金 相当額(A) (円)	うち事業主体等への 加算金請求額(B) (円)	損害額 (A)-(B) (円)	責任応分額(円) (案件ごと 円未満切捨て)	業務内容			
											課長	係長	造林 担当	調査員
188		5	大北森林組合	二ノ倉	開設	×	1,413,959	706,979.50	706,979.50	636,281				○
189		5	大北森林組合	二ノ倉	敷砂利	×	533,338	266,669.00	266,669.00	240,002				○
200		3	大北森林組合	城山	法尻保護	○	10,295	5,147.50	5,147.50	4,632				○
203		3	大北森林組合	城山	敷砂利	○	33,058	16,529.00	16,529.00	14,876				○
204		3	大北森林組合	北山	開設	○	247,768	123,884.00	123,884.00	111,495				○
212		5	大北森林組合	二重向線	法尻保護	×	150,552	75,276.00	75,276.00	67,748				○
213		5	大北森林組合	若林	開設	×	154,683	77,341.50	77,341.50	69,607				○
214		5	大北森林組合	中山東線	開設	×	104,307	52,153.50	52,153.50	46,938				○
215		5	大北森林組合	二重向線	開設	×	200,124	100,062.00	100,062.00	90,055				○
216		5	大北森林組合	中山東線	法尻保護	×	330,021	165,010.50	165,010.50	148,509				○
217		5	大北森林組合	二重向線	開設	×	133,454	66,727.00	66,727.00	60,054				○
218		5	大北森林組合	中山東線	開設	×	96,619	48,309.50	48,309.50	43,478				○
220		5	大北森林組合	大崎	開設	×	194,386	97,193.00	97,193.00	87,473				○
221		5	大北森林組合	大崎	敷砂利	×	137,929	68,964.50	68,964.50	62,068				○
222		5	大北森林組合	藤新行山線	開設	×	244,532	122,266.00	122,266.00	110,039				○
223		5	大北森林組合	二重向線	敷砂利	×	164,322	82,161.00	82,161.00	73,944				○
225		5	大北森林組合	明沢線	開設	×	507,424	253,712.00	253,712.00	228,340				○
226		5	大北森林組合	大崎	法尻保護	×	858,100	429,050.00	429,050.00	386,145				○
228		5	大北森林組合	大崎	開設	×	215,615	107,807.50	107,807.50	97,026				○

案件番号	補助金交付年度	申請回次	申請者	地区名 路線名	事業内容	現地調査の実施状況	国からの 加算金 相当額(A) (円)	うち事業主体等への 加算金請求額(B) (円)	損害額 (A)-(B) (円)	責任応分額(円) (案件ごと 円未満切捨て)	業務内容			
											課長	係長	造林 担当	調査員
229		5	大北森林組合	南二ノ倉線	開設	×	1,175,269	587,634.50	587,634.50	528,871				○
230		5	大北森林組合	大崎	開設	×	2,129,645	1,064,822.50	1,064,822.50	958,340				○
231		5	大北森林組合	南二ノ倉線	開設	×	1,997,568	998,784.00	998,784.00	898,905				○
合計							27,651,452	13,825,726.00	13,825,726.00	12,443,127				

賠償額(円)(※)	622,157
-----------	---------

(※)円未満切捨前の責任応分額の合計に
賠償請求割合を乗じた額の円未満を切り捨てて算出

J

(別表10)

案件番号	補助金交付年度	申請回次	申請者	地区名 路線名	事業内容	現地調査の 実施状況	国からの 加算金 相当額(A) (円)	うち事業主体等への 加算金請求額(B) (円)	損害額 (A)-(B) (円)	責任応分額(円) (案件ごと 円未満切捨て)	業務内容			
											課長	係長	造林 担当	調査員
201		3	大北森林組合	横畑	開設	○	83,997	41,998.50	41,998.50	37,798				○
205		4	大北森林組合	広津・楡室	不用萌芽除去	○	57,948	28,974.00	28,974.00	26,076				○
206		4	大北森林組合	広津・楡室	不用萌芽除去	○	23,064	11,532.00	11,532.00	10,378				○
219		5	大北森林組合	滝沢南線	敷砂利	×	118,881	59,440.50	59,440.50	53,496				○
224		5	大北森林組合	滝沢南線	開設	×	259,794	129,897.00	129,897.00	116,907				○
232		7	大北森林組合	大峰	除伐	×	916,508	458,254.00	458,254.00	412,428				○
233		7	大北森林組合	鶴山	除伐	×	215,615	107,807.50	107,807.50	97,026				○
234		7	大北森林組合	鶴山	除伐	×	317,054	158,527.00	158,527.00	142,674				○
235		7	大北森林組合	大峰	開設	×	28,572	14,286.00	14,286.00	12,857				○
236		7	大北森林組合	広津桃の木線	法尻保護	×	79,751	39,875.50	39,875.50	35,887				○
237		7	大北森林組合	大峰	開設	×	36,720	18,360.00	18,360.00	16,524				○
238		7	大北森林組合	広津桃の木線	敷砂利	×	27,425	13,712.50	13,712.50	12,341				○
239		7	大北森林組合	大峰	開設	○	130,585	65,292.50	65,292.50	58,763				○
241		7	大北森林組合	大峰	法尻保護	×	375,806	187,903.00	187,903.00	169,112				○
242		7	大北森林組合	広津	開設	×	262,892	131,446.00	131,446.00	118,301				○
244		7	大北森林組合	広津	開設	×	217,566	108,783.00	108,783.00	97,904				○
246		7	大北森林組合	中の貝出口	開設	×	231,221	115,610.50	115,610.50	104,049				○
247		7	大北森林組合	中の貝出口	敷砂利	×	153,306	76,653.00	76,653.00	68,987				○

案件番号	補助金交付年度	申請回次	申請者	地区名 路線名	事業内容	現地調査の 実施状況	国からの 加算金 相当額(A) (円)	うち事業主体等への 加算金請求額(B) (円)	損害額 (A)-(B) (円)	責任応分額(円) (案件ごと 円未満切捨て)	業務内容			
											課長	係長	造林 担当	調査員
248		7	大北森林組合	大峰	法尻保護	○	619,535	309,767.50	309,767.50	278,790				○
249		7	大北森林組合	大峰	敷砂利	×	176,715	88,357.50	88,357.50	79,521				○
250		7	大北森林組合	大峰南線	開設	○	200,124	100,062.00	100,062.00	90,055				○
251		7	大北森林組合	大峰南線	敷砂利	○	227,778	113,889.00	113,889.00	102,500				○
253		7	大北森林組合	中之郷袖山	開設	○	940,491	470,245.50	470,245.50	423,220				○
254		7	大北森林組合	中之郷袖山	敷砂利	○	356,298	178,149.00	178,149.00	160,334				○
256		7	大北森林組合	大峰	開設	○	1,142,680	571,340.00	571,340.00	514,206				○
257		7	大北森林組合	大峰	法尻保護	×	1,725,954	862,977.00	862,977.00	776,679				○
258		7	大北森林組合	大峰	敷砂利	○	452,000	226,000.00	226,000.00	203,400				○
260		2	大北森林組合	平出	法尻保護	○	7,526	3,763.00	3,763.00	3,386				○
261		2	大北森林組合	平出	開設	○	7,608	3,804.00	3,804.00	3,423				○
287		7	大北森林組合	堀之内	更新伐	×	183,008	91,504.00	91,504.00	82,353				○
288		7	大北森林組合	堀之内	間伐(搬出)	×	337,466	168,733.00	168,733.00	151,859				○
289		7	大北森林組合	花岡山	除伐	×	936,776	468,388.00	468,388.00	421,549				○
293		7	大北森林組合	大峰袖沢樹転東線	開設	×	122,580	61,290.00	61,290.00	55,161				○
295		7	大北森林組合	中島西	開設	×	190,535	95,267.50	95,267.50	85,740				○
296		7	大北森林組合	大峰袖沢樹転北線	開設	×	123,969	61,984.50	61,984.50	55,786				○
297		7	大北森林組合	大峰袖沢樹転南線	開設	×	170,246	85,123.00	85,123.00	76,610				○

案件番号	補助金交付年度	申請回次	申請者	地区名 路線名	事業内容	現地調査の 実施状況	国からの 加算金 相当額(A) (円)	うち事業主体等への 加算金請求額(B) (円)	損害額 (A)-(B) (円)	責任応分額(円) (案件ごと 円未満切捨て)	業務内容			
											課長	係長	造林 担当	調査員
299		7	大北森林組合	袖沢南	開設	×	193,398	96,699.00	96,699.00	87,029				○
301		7	大北森林組合	花岡山支	開設	×	197,898	98,949.00	98,949.00	89,054				○
304		7	大北森林組合	中之郷袖山	開設	×	449,955	224,977.50	224,977.50	202,479				○
305		7	大北森林組合	南沢	開設	×	565,061	282,530.50	282,530.50	254,277				○
306		7	大北森林組合	大峰キャンプ場	開設	×	518,184	259,092.00	259,092.00	233,182				○
307		7	大北森林組合	大峰支線	開設	×	593,123	296,561.50	296,561.50	266,905				○
合計							13,975,613	6,987,806.50	6,987,806.50	6,289,006				

賠償額(円)(※)	314,451
-----------	---------

(※)円未満切捨前の責任応分額の合計に
賠償請求割合を乗じた額の円未満を切り捨てて算出

K

(別表11)

案件番号	補助金交付年度	申請回次	申請者	地区名 路線名	事業内容	現地調査の 実施状況	国からの 加算金 相当額(A) (円)	うち事業主体等への 加算金請求額(B) (円)	損害額 (A)-(B) (円)	責任応分額(円) (案件ごと 円未満切捨て)	業務内容			
											課長	係長	造林 担当	調査員
264		3	大北森林組合	大塩③西線	開設	○	19,879	9,939.50	9,939.50	8,945				○
265		3	大北森林組合	大塩③西線	開設	○	148,321	74,160.50	74,160.50	66,744				○
266		3	大北森林組合	大塩③西線	敷砂利	○	69,374	34,687.00	34,687.00	31,218				○
267		5	大北森林組合	二重向支線	敷砂利	○	3,272	1,636.00	1,636.00	1,472				○
269		5	大北森林組合	二重向支線	開設	○	49,249	24,624.50	24,624.50	22,162				○
271		5	大北森林組合	二重向支線	開設	○	28,715	14,357.50	14,357.50	12,921				○
274		5	大北森林組合	二重向支線	開設	○	73,792	36,896.00	36,896.00	33,206				○
276		5	大北森林組合	東木崎北線	開設	×	296,643	148,321.50	148,321.50	133,489				○
277		5	大北森林組合	大和田青木線	開設	×	369,453	184,726.50	184,726.50	166,253				○
279		5	大北森林組合	大和田青木線	開設	×	320,531	160,265.50	160,265.50	144,238				○
290		7	大北森林組合	大塩①北	開設	○	17,261	8,630.50	8,630.50	7,767				○
291		7	大北森林組合	大塩①北	開設	○	72,320	36,160.00	36,160.00	32,544				○
292		7	大北森林組合	大塩①北	開設	○	96,208	48,104.00	48,104.00	43,293				○
294		7	大北森林組合	明野線	開設	○	62,666	31,333.00	31,333.00	28,199				○
298		7	大北森林組合	大塩①北	開設	○	58,166	29,083.00	29,083.00	26,174				○
300		7	大北森林組合	明野線	開設	○	225,468	112,734.00	112,734.00	101,460				○
302		7	大北森林組合	明野線	開設	○	313,468	156,734.00	156,734.00	141,060				○
303		7	大北森林組合	明野線	開設	○	139,404	69,702.00	69,702.00	62,731				○
合計							2,364,190	1,182,095.00	1,182,095.00	1,063,876				

賠償額(円)(※)	53,194
-----------	--------

(※)円未満切捨前の責任応分額の合計に
賠償請求割合を乗じた額の円未満を切り捨てて算出

監査委員事務局
